

予算審査特別委員会

令和6年3月7日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|--------|-------|
| ◎齋藤 文夫 | ○小城 世督 | 溝部真紀子 |
| 伴 吉晴 | 井上 卓也 | 木澤 正男 |
| 奥村 容子 | | |
| 中川 議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|---------------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 中西 和夫 | 副 町 長 | 加藤 惠三 |
| 教 育 長 | 山本 雅章 | 総 務 部 長 | 西巻 昭男 |
| 総 務 課 長 | 松岡 洋右 | 同 課 長 補 佐 | 大塚 美季 |
| 同 係 長 | 東條 薫 | 安全安心課長 | 曾谷 博一 |
| 政策財政課長 | 真弓 啓 | 同 課 長 補 佐 | 関元 佑治 |
| 税 務 課 長 | 福田 善行 | 同 課 長 補 佐 | 田本奈津子 |
| 同 課 長 補 佐 | 竹山 潔 | 住 民 生 活 部 長 | 栗本 公生 |
| 住 民 生 活 部 次 長 | 北 典子 | 福 祉 課 長 | 中原 潤 |
| 同 課 長 補 佐 | 羽根田久枝 | 同 課 長 補 佐 | 細川 友希 |
| 子育て支援課長 | 中尾 歩美 | 同 課 長 補 佐 | 上山 泰史 |
| 同 課 長 補 佐 | 藤井 真美 | 健康対策課長補佐 | 徳田 貴世 |
| 健康対策課長補佐 | 田口三十士 | 国保医療課長 | 猪川 恭弘 |
| 環境対策課長 | 東浦 寿也 | 同 課 長 補 佐 | 乾 裕貴 |
| 同 課 長 補 佐 | 三原 進也 | 住 民 課 長 | 峯川 敏明 |
| 同 課 長 補 佐 | 石本 清里 | 都 市 建 設 部 長 | 上田 俊雄 |
| 会 計 管 理 者 | 安藤 晴康 | 教 育 次 長 | 本庄 徳光 |

3. 会議の書記

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 佐谷 容子 | 同 係 長 | 吉川 也子 |
|--------|-------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 溝部委員、小城委員

議 長

おはようございます。

本日、予算審査特別委員会を開催しましたところ、委員の皆さまにはご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託を受けました、議案第22号 令和6年度斑鳩町一般会計予算について、ほか5件の予算審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩します。

（ 午前9時00分 休憩 ）

（ 午前9時00分 再開 ）

議 長

再開します。

休憩中に互選いただきました結果、委員長に齋藤委員、副委員長に小城委員が互選されました。お二人にはよろしくお願ひします。

それでは齋藤委員に委員長席にお着きいただきます。

暫時休憩します。

（ 午前9時01分 休憩 ）

（ 午前9時01分 再開 ）

委員長

再開します。

皆様のご推挙によりまして、予算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。副委員長とともに委員会運営にあたらさせていただきますので、委員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

署名委員に、溝部委員、小城委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくをお願いします。

それでは、本会議から付託を受けました、議案第22号 令和6年度斑鳩町一般会計予算について、議案第23号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第24号 令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第25号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第26号 令和6年度斑鳩町水道事業会計予算について、議案第27号 令和6年度斑鳩町下水道事業会計予算について、以上、6議案を一括議題とします。

初めに、審査の方法についてお諮りします。事前にお配りしております「令和6年3月定例会 予算審査特別委員会 進行予定表」をご覧いただきたいと思えます。

最初に、一般会計予算総括及び歳入全般について総務部長から説明を受けます。質疑は、別途、総務費にかかる予算審査において受けることとし、質疑内容により回答は担当各部でお願いします。

その後、各部ごとに、一般会計、特別会計、事業会計について、審査を行い、一般会計の款ごと、また、特別会計、事業会計ごとにそれぞれ所管部長から説明を受けたのち、それぞれ質疑を行い、すべての質疑の終了後、各会計予算について表決を行います。

以上、申しあげましたとおり審査を進めてまいりたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、そのように進めてまいりますので、議事進行につきましてご協力くださいますよう、お願いします。

なお、理事者の皆さんの説明については、長時間にわたるものもありますので、着席のまま説明していただいて結構です。

それでは、一般会計予算総括と歳入全般について、説明を求めます。

西巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

それでは、議案第22号 令和6年度斑鳩町一般会計予算について、ご説明します。はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

総務部長

失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

説明に際して用います資料は、令和6年度 斑鳩町一般会計予算書、そして資料23の、令和6年度 予算関係参考資料となります。よろしくお願ひします。

それでは、令和6年度斑鳩町一般会計予算書の1ページをお願いします。

はじめに、令和6年度斑鳩町一般会計予算の予算総則について、朗読します。

(予算総則朗読)

総務部長

次に、予算総則に定めました、債務負担行為及び地方債の内容について、ご説明します。

予算書の7ページをご覧ください。はじめに、第2表 債務負担行為です。

債務負担行為の予算を設定している事項は、8つとなっています。

ひとつ目は、自治体情報システム標準化・共通化対応業務委託契約です。期間を令和7年度として、限度額を1億1,684万1千円としています。

二つ目は、第5次斑鳩町総合計画後期基本計画策定業務委託契約です。期間を令和7年度として、限度額を630万円としています。

三つ目は、第4次斑鳩町男女共同参画推進計画策定業務委託契約です。期間を令和7年度として、限度額を250万円としています。

四つ目は、固定資産税路線価評価業務委託契約です。期間を令和7年度から令和8年度までとして、限度額を1,023万円としています。

五つ目は、戸籍総合システム標準化・共通化対応業務委託契約です。期間を令和7年度として、限度額を1,916万2千円としています。

六つ目は、ごみ収集車更新事業です。期間を令和6年度から令和7年度までとして、限度額を990万円としています。

七つ目は、法隆寺駅南側周辺等まちづくり基本計画策定業務委託契約です。期間を令和7年度から令和8年度までとして、限度額を2,500万円としています。

八つ目は、学校施設適正規模等基本構想（案）策定業務委託契約です。期間を令和7年度として、限度額を500万円としています。

8ページをご覧ください。次に、第3表 地方債です。

はじめに、起債の方法等がございますが、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりとさせていただきます。

それでは、それぞれの町債の内容についてご説明します。予算書の48ページと49ページをお願いします。

はじめに、第1目 総務債です。第1節 公共施設等照明設備改修事業債で、公共施設等照明設備のLED化改修に係る町債7,760万円を計上しています。この町債は、避難所となっている施設は、起債充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債を、その他の施設は、起債充当率90%、交付税措置率約44%の脱炭素化推進事業債を活用します。

次に、第2目 衛生債です。第1節 ごみ収集車整備事業債で、ごみ収集車の整備に係る町債680万円を計上しています。

この町債は、起債充当率75%の一般廃棄物処理事業債を活用します。

次に、第3目 農林水産業債です。第1節 土地改良事業債で、農道の整備や桜池の耐震化整備に係る町債920万円を計上しています。この町債は、起債充当率90%の地方道路等整備事業債、及び起債充当率90%、交付税措置率約50%の公共事業等債を活用します。第2節 農業水利施設整備事業債では、三室井堰の整備に係る町債40万円を計上しています。この町債は、起債充当率90%、交付税措置率約22%の公共事業等債を活用します。

次に、第4目 土木債です。第1節 道路新設改良事業債で、道路整備に係る町債6,590万円を計上しています。この町債は、起債充当率90%の地方道路等整備事業債、及び起債充当率90%、交付税措置率約22%の公共事

業等債を活用します。

50ページと51ページをお願いします。第2節 道路橋りょう環境整備事業債では、道路維持工事に係る町債1,880万円を計上しています。この町債は、起債充当率90%、交付税措置率約44%の公共施設等適正管理推進事業債、及び起債充当率90%、交付税措置率約22%の公共事業等債を活用します。第3節 流域対策施設整備事業債では、浸水常襲地域における内水対策施設の整備に係る町債280万円を計上しています。

この町債は、起債充当率90%、交付税措置率約22%の公共事業等債を活用します。

次に、第5目 消防債です。第1節 防災基盤整備事業債で、消防ポンプ車の更新に係る町債2,940万円を計上しています。この町債は、起債充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債を活用します。

次に、第6目 教育債です。第1節 西幼稚園除却事業債で、解体撤去工事に係る町債3,960万円を計上しています。この町債は、起債充当率90%の公共施設等適正管理推進事業債を活用します。第2節 図書館空調設備改修事業債では、空調設備の改修に係る町債950万円を計上しています。この町債は、起債充当率75%の一般単独事業債を活用します。

第3節 中央体育館空調設備整備事業債では、空調設備の整備に係る町債3億2,320万円を計上しています。この町債は、起債充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債を活用します。

最後に、第7目 臨時財政対策債です。引き続き地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される臨時財政対策債2,310万円を計上しています。この町債は、元利償還相当額に対して、その全額が交付税措置されることとなっています。

これら町債の総額は6億630万円となり、前年度と比較して2億2,640万円の減となっています。

予算書の188ページをお願いします。町債残高の見込みですが、令和6年度末の一般会計における町債残高見込額は、下から4行目の合計A欄の右端ですが68億4,432万3千円となる見込みです。上水道事業、下水道事業を合わせた残高合計は、一番右下ですが159億8,909万8千円となる見込みです。

続きまして、歳出予算に係る総括説明を申しあげます。歳出予算の各科目の詳細については、後ほど、各担当部長等からご説明させていただきます。

私の方からは、簡単に、歳出予算の目的別に沿って、前年度比較で、予算額が大きく増減した科目、そして性質別の主な増減についてご説明します。

それでは、令和6年度 予算関係参考資料の3ページをお願いします。

はじめに、歳出予算の目的別で、予算額が大きく増額した科目は、第9款教育費が、中央体育館の空調設備整備に要する費用の増額により、前年度と比較して2億4,809万9千円、19.8%の増となっています。新年度は15億27万7千円を計上しています。

次に、第3款 民生費が、私立保育所や認定こども園の運営、そして障害福祉などに係る扶助費の増額により、前年度と比較して8,296万2千円、1.9%の増となっています。新年度は44億8,385万8千円を計上しています。

次に、第4款 衛生費が、出産・子育て応援給付金やごみ収集車の更新に要する費用の増額により、前年度と比較して3,450万9千円、3.5%の増となっています。新年度は10億1,335万7千円を計上しています。

一方、予算額が大きく減額した科目は、第8款 消防費が、デジタル防災行政無線の戸別受信機配布に要した費用の減額により、前年度と比較して1億8,128万4千円の減となっています。新年度は、4億218万5千円を計上しています。

次に、第2款 総務費が、地域交流館の整備やいかるがホールなどの照明設備LED化に要した費用の減額により、前年度と比較して1億6,087万円、12.2%の減となっています。新年度は11億5,433万2千円を計上しています。

次に、第7款 土木費が、平成緊急内水対策事業や町営住宅長田団地の長寿命化改修に要した費用の減額により、前年度と比較して1億896万2千円、11.3%の減となっています。新年度は8億5,220万5千円を計上しています。

続きまして、歳出予算の性質別の状況について、ご説明します。同じ資料の6ページをお願いします。一般会計性質別明細書に基づき、前年度の当初予算額との比較でご説明をさせていただきます。

はじめに、④の義務的経費は52億1,367万3千円となっています。

公債費が減額となるものの、私立保育所等や認定こども園、障害福祉などに係る扶助費、そして、令和5年度人事院勧告に伴い人件費が増額となることから、前年度と比較して4億4,005万5千円、9.2%の増となっています。

次に、⑨の経常的経費は42億6,214万3千円となっています。自治体情報システムの標準化・共通化等の対応に必要な物件費や、私立保育所運営費補助金の増などによる補助費等が増額となるものの、下水道事業会計への支援に係る費用の一部について、支出科目を負担金補助及び交付金から投資及び出資金に変更したことに伴い、性質区分が繰出金から投資及び出資金に変更となることから、前年度と比較して3億747万円、6.7%の減となっています。

次に、⑬の臨時的経費は4億1,170万6千円となっています。先ほど申しあげた下水道事業の性質区分の変更に伴い、前年度と比較して3億7,405万円の大増となっています。

次に、⑰の投資的経費は7億3,247万8千円となっています。中央体育館空調設備の整備は増額となるものの、デジタル防災行政無線戸別受信機、認定こども園や地域交流館の整備が完了、公共施設等照明設備のLED化が減額となることから、前年度と比較して6億1,663万5千円の大減となっています。

以上で、歳出予算に係る総括説明とさせていただきます。

続きまして、歳入予算の内容について、ご説明を申しあげます。予算書の9ページをお願いします。

はじめに、第1款 町税では30億574万円を計上しています。前年度と比較して1億40万円の減となっています。

それでは、税目ごとにご説明します。12ページと13ページをお願いします。第1項 町民税では14億3,390万円を計上しています。給与所得の増加が見込まれるものの、定額減税が実施されること等により、前年度と比較して9,910万円、6.5%の減となっています。なお、定額減税による減収分は、その全額を地方特例交付金で補てんされることとなっています。

第2項 固定資産税では12億3,004万円を計上しています。評価替え

に伴い、土地はやや増収となるものの、償却資産の減収等により、前年度と比較して550万円、0.4%の減となっています。

14ページと15ページにかけまして、第3項 軽自動車税では6,910万円を計上しています。軽四乗用自動車の登録台数の増加等により、前年度と比較して150万円、2.2%の増となっています。第4項 たばこ税では1億3,700万円を計上しています。前年度の当初見込みと比較して、販売本数が増加していることから、前年度と比較して210万円、1.6%の増となっています。第5項 都市計画税では1億3,570万円を計上しています。評価替えに伴う土地の増収等により、前年度と比較して60万円、0.4%の増となっています。

次に、各種交付金についてです。地方譲与税をはじめ、各種交付金は、国の地方財政見通し、県からの提供資料等をもとに見積りをしております。

14ページと15ページをお願いします。第2款 地方譲与税は、第1項 地方揮発油譲与税で1,430万円を計上しています。前年度と比較して、20万円の減額となっています。

16ページと17ページをお願いします。第2項 自動車重量譲与税では、4,620万円を計上しています。前年度と比較して440万円の増となっています。第3項 森林環境譲与税では340万円を計上しています。前年度と比較して35万円の増となっています。

次に、第3款 利子割交付金は170万円を計上しています。前年度と比較して10万円の減となっています。

次に、第4款 配当割交付金は4,410円を計上しています。前年度と比較して650万円の減となっています。

次に、第5款 株式等譲渡所得割交付金は4,620万円を計上しています。前年度と比較して1,360万円の増となっています。

18ページと19ページをお願いします。第6款 法人事業税交付金は1,840万円を計上しています。前年度と比較して420万円の増となっています。

次に、第7款 地方消費税交付金は5億4,450万円を計上しています。前年度と比較して1,750万円の減となっています。地方消費税交付金で2億2,060万円を、地方消費税社会保障財源交付金では3億2,390万円

を計上しています。

次に、第8款 ゴルフ場利用税交付金は1,990万円を計上しています。前年度と比較して60万円の減となっています。

次に、第9款 自動車税環境性能割交付金は1,040万円を計上しています。前年度と比較して440万円の増となっています。

20ページと21ページをお願いします。第10款 地方特例交付金は、第1項 地方特例交付金で1億5,970万円を計上しています。個人住民税の定額減税による減収が補てんされることから、前年度と比較して1億2,010万円の増となっています。第2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金では4万8千円を計上しています。前年度と比較して57万9千円の減となっています。

次に、第11款 地方交付税は32億5千万円を計上しています。前年度と比較して1億4,600万円の増となっています。普通交付税で28億9千万円を、特別交付税では3億6千万円を計上しています。

次に、第12款 交通安全対策特別交付金は290万円を計上しています。前年度と比較して20万円の減となっています。

9ページにお戻りいただけますでしょうか。中ほどやや下あたりの第13款 分担金及び負担金です。新年度は7,415万6千円を計上しています。前年度と比較して813万5千円の減となっています。その内容は、22ページから23ページにかけて、記載しているとおりでございます。

次に、第14款 使用料及び手数料は1億5,757万8千円を計上しています。前年度と比較して431万円の減となっています。その内容は、22ページから29ページにかけて、記載しております。

次に、第15款 国庫支出金は12億7,862万5千円を計上しています。私立保育所や認定こども園の運営に係る国庫負担金などが増額となるものの、認定こども園施設整備に係る国庫補助金が皆減となることから、前年度と比較して2億3,973万円の減となっています。その内容は、28ページから35ページにかけて、記載しております。

次に、第16款 県支出金は8億6,122万8千円を計上しています。

農業次世代人材投資事業に係る県補助金などが減額となるものの、国庫支出金と同様に、私立保育所や認定こども園の運営に係る県負担金が増額となるこ

とから、前年度と比較して1億880万3千円の増となっています。その内容は、34ページから41ページにかけて、記載しております。

次に、第17款 財産収入は2,380万2千円を計上しています。前年度と比較して838万4千円の減となっています。その内容は、40ページから43ページにかけて、記載しております。

次に、第18款 寄附金は、前年度と同額の1,500万円を計上しています。

次に、第19款 繰入金は1億5,252万1千円を計上しています。前年度と比較して2,201万1千円の増となっています。新年度は、財政調整基金繰入金で、町単独土地改良事業や道路整備工事等の普通建設事業に要する費用に対応するために、7千万円を計上しております。

次に、第20款 繰越金は、令和5年度予算執行を見るなかで1億5千万円を計上しています。

次に、第21款 諸収入は1億8,330万2千円を計上しています。前年度と比較して7,917万4千円の増となっています。

その内容は、44ページから49ページにかけて、記載させていただいておるとおりです。

最後に、第22款 町債ですが、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

以上で、一般会計予算の総括説明とさせていただきます。

よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりました。

ここで、理事者入れ替えのため、9時40分まで休憩します。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時40分 再開)

委員長

再開します。

それでは、総務部・会計室・議会事務局所管に係る予算審査を行います。はじめに、第1款 議会費について、説明を求めます。

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。

それでは、第1款 議会費の予算概要についてご説明申しあげます。着席して失礼させていただきます。

一般会計予算書の歳出、52ページから53ページにかけてです。

新年度予算については、町議会の運営等に要する所要額として9,332万4千円を計上しました。前年度の予算額と比較しまして504万8千円、5.1%の減です。予算減の主な理由は、議員1名の減による議員報酬等人件費の減によるものです。

予算額の内訳としましては、議員報酬や職員給与費等の人件費が主なもので、その金額は8,809万4千円、全体の約94%を占めております。また、議長交際費を前年度より5万円減の25万円を計上しております。

その他、3常任委員会及び議会運営委員会の行政視察研修などにかかる経費として旅費、使用料及び賃借料などで139万1千円、会議録作成にかかる経費として筆耕翻訳料、印刷製本費などで67万7千円、議会だより発行にかかる経費として119万5千円、生駒郡町村議会議長会負担金125万5千円、王寺周辺広域市町村圏議長会負担金10万円などを計上しております。

以上が、議会費にかかります新年度予算の主な内容です。

簡単ではございますが、議会費の説明とさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、第1款 議会費について質疑をお受けします。

なお、質疑・答弁がスムーズに行えますよう、質疑の際には、予算書、関係資料等の資料名、資料番号、ページ数などをお示しく下さい。

それでは、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員

すみません、私、予算書見ている時、気付いてなかったんですけども、交際費5万円減らしはったということですけども、その理由についてお聞きしたい。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務局
局長

昨今の実績によるものでございます。以上でございます。

委員長

これをもって、第1款 議会費に対する質疑を終結します。
次に、第2款 総務費について、説明を求めます。 西巻総務部長。

総務部長

それでは、第2款 総務費のうち、総務部が所管する各科目の予算について、ご説明を申しあげます。失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

はじめに、第1項 総務管理費です。一般会計予算書の52ページから59ページの第1目 一般管理費です。

新年度は、4億7,211万7千円を計上しています。前年度と比較して、1億4,446万2千円の減額となっています。減額となった主な要因は、地域交流館の整備や出退勤管理システムの導入が完了したためです。

総務部が所管する主な予算の内容は、特別職及び職員の人件費等のほか、地域集会所施設整備等の支援、地域交流館の維持管理、参加と協働のまちづくりの推進などに要する費用となっています。

はじめに、地域集会所施設整備等の支援として、地域住民の福祉の増進と地域コミュニティを育成するため、自治会等が行う地域集会所の整備等に対し、地域集会所施設整備費等補助金を交付することとし、57ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上から三つ目の地域集会所施設整備費等補助金284万1千円を計上しています。

次に、参加と協働のまちづくりの推進では、行政と目的や目標を共有する住民活動団体の立ち上げを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的として、住民活動提案制度の運用を行っていくため、57ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上から4つ目の活動提案事業補助金、3事業分、66万5千円などを計上しています。

次に、58ページと59ページの第2目 文書広報費です。

新年度は968万9千円を計上しています。前年度と比較して28万7千円、2.9%の減となっています。主な予算の内容は、広報紙の発行、町ホー

ムページやA Iチャットボットの運用等に要する費用となっています。

次に、第3目 財政管理費です。新年度は1, 168万4千円を計上しています。前年度と比較して4万2千円、0.4%の減となっています。

主な予算の内容は、ふるさと納税の事務や財務会計システム使用料などに要する費用となっています。

次に、第4目 会計管理費です。新年度は745万8千円を計上しています。前年度と比較して325万4千円の増となっています。増額となった主な要因は、令和6年10月から公金振り込みに適用される、内国為替制度運営費の導入に伴い、振込手数料が増額となるためです。

次に、58ページから61ページの第5目 財産管理費です。新年度は8,494万9千円を計上しています。前年度と比較して3,498万7千円の減となっています。減額となった主な要因は、役場庁舎照明設備のLED化工事が完了したためです。

主な予算の内容は、役場庁舎の維持管理・充実のほか、普通財産の管理、基金の運用などに要する費用となっています。

次に、60ページから63ページの第6目 企画費です。新年度は3億1,245万9千円を計上しています。前年度と比較して2,282万5千円、7.9%の増となっています。増額となった主な要因は、自治体情報システムの標準化・共通化対応業務などに伴う費用の増額によるものです。

主な予算の内容は、総務部所管では、男女共同参画の推進、事務のOA化の推進、第5次斑鳩町総合計画後期計画や、第4次斑鳩町男女共同参画推進計画の策定などに要する費用となっています。

はじめに、事務のOA化の推進として、現行の情報システムの維持経費を計上するほか、新年度では、自治体情報システムの標準化・共通化の準備をすすめることとし、63ページの第12節 委託料で、下から七つ目の自治体情報システム標準化・共通化対応業務委託料5,308万4千円を計上しています。

次に、第5次斑鳩町総合計画後期基本計画の策定として、令和6年度から2か年で同計画を策定することとし、63ページの第12節 委託料で、上から五つ目の、第5次斑鳩町総合計画後期基本計画策定業務委託料270万円を計上しています。

次に、第4次斑鳩町男女共同参画推進計画の策定として、令和6年度から2か年で同計画を策定することとし、63ページの第12節 委託料で、上から四つ目の男女共同参画推進計画策定業務委託料130万円を計上しています。

次に、62ページと63ページの公平委員会費です。公平委員会を開催するための費用として、新年度は6万3千円を計上しています。

次に、62ページから65ページの第8目 交通安全対策費です。新年度は、都市建設部が所管する交通安全施設整備工事などを含めて699万9千円を計上しています。前年度と比較して162万8千円、18.9%の減となっています。

減額となった主な要因は、公用車の購入が完了したためです。総務部所管する主な予算の内容は、高齢者運転免許自主返納支援事業や自転車等の放置防止に関する事業などに要する費用となっています。

次に、64ページと65ページの第9目 自転車等駐車場運営費です。自転車等駐車場の維持管理の費用として、新年度は1,251万7千円を計上しています。前年度と比較して47万5千円、3.9%の増となっています。

次に、第10目 防犯対策費です。新年度は1,939万7千円を計上しています。前年度と比較して266万2千円、15.9%の増となっています。増額となった主な要因は、移動交番誘致のための整備や防犯カメラの増設に伴う費用の増額によるものです。

主な予算の内容は、町管理防犯灯の新設及び維持管理のほか、自治会管理防犯灯の設置及び維持管理への助成、防犯カメラの維持管理、自治会防犯カメラ設置への助成、移動交番誘致のための整備に要する費用となっています。

はじめに、地域防犯体制の充実として、旧法隆寺駐在所に移動交番を誘致するにあたり舗装工事を実施することとし、65ページの第14節 工事請負費で、上から二つ目の移動交番誘致整備工事148万円を計上しています。

次に、防犯カメラの維持管理として、更に安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめるため、令和5年度から2か年計画で町管理街頭防犯カメラを増設しております。この増設分も含めて、65ページの第13節 使用料及び賃借料で353万2千円を計上しています。

66ページをお願いします。続きまして、第2項 徴税费です。

はじめに、66ページと67ページの第1目 税務総務費です。職員の人件

費のほか、各協議会等負担金、固定資産評価審査委員会の運営に要する費用として、新年度は7,022万2千円を計上しています。前年度と比較して150万2千円、2.2%の増となっています。

次に、66ページから69ページの第2目 賦課徴収費です。

新年度は7,072万9千円を計上しています。前年度と比較して1,750万5千円の増となっています。

増額となった主な要因は、定額減税をはじめとする住民税の税制改正に伴うシステム改修などに要する費用の増によるものです。主な予算の内容は、町税の賦課・徴収に必要な事務等に係る委託料や電算システムの使用料、公金収納に係る手数料等となっています。

70ページをお願いします。続きまして、第4項 選挙費です。はじめに70ページから73ページの第1目 選挙管理委員会費です。選挙管理委員会の運営等に係る費用として、新年度は45万4千円を計上しています。

次に、第2目 常時啓発費です。新年度は6万円を計上しています。

続きまして、第5項 統計調査費、第1目 指定統計調査費です。都市建設部が所管する農業センサスを含め、国の指定統計調査に要する費用として、新年度は343万円を計上しています。

続きまして、74ページと75ページの第6項 監査委員費、第1目 監査委員費です。監査事務に要する費用として、新年度は511万5千円を計上しています。

以上で、第2款 総務費のうち、総務部が所管する予算についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。

また、ここで、予算総括及び歳入についても、あわせて質疑をお受けします。 溝部委員。

溝部委員

一般会計予算書の57ページの12番委託料のコミュニティバス実証運行、ここは違う、はい、すいません。

59ページ、12番委託料のふるさと納税のところなんですけれども、ふる

さと納税、斑鳩町にとってはちょっと厳しいというか、そういう制度かなと思うんですけども、今の現段階での赤字の見込みというか、それってどれぐらいになるか教えてください。

委員長 真弓政策財政課長。

政策財政課長 令和5年度での推計ですけれども1,590万円を見込んでおります、1,590万円の赤字ですね。これは寄附の受け入れ額、それから住民税控除分、それから地方交付税等、それから返礼品等の経費も含めてのトータルの状況ということになります。

溝部委員 はいありがとうございます。サイトを見てますと、返礼品の品が少し増えてたりとかしているなど思っているんですけども、町としてはどういうふうにそういう業者さんというか、お店の人とかに働きかけるようなことというのはしてはるんですか。

政策財政課長 常にホームページのほうで募集はしておるところと、それから広報紙等でも募集の方はかけております。

溝部委員 令和6年度についても、そういった方が今後も増えそうな見込みというのはあるんですかね。

政策財政課長 昨年10月からまた国のほうでも審査のほうが厳しくなっているところもございまして、まずはこういった業者さんが手を挙げていただけるかというところになりますので、これはもちろん募集のほうはさせていただくんですけども、なかなか、あがってこないところもあるのは、というところで。

昨年、厳しくなってからでも、新たな返礼品のほうも増えてやっておりますので。

委員長 木澤委員。

木澤委員 そしたらまず予算書の55ページですけども、報償費のところ、産業医の謝金が5年度と比べて倍以上増えているんですけど、これの内容について教えてください。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 職員の中でメンタル不調を訴えるものというのがいる状況というふうなことを踏まえまして、高ストレス者のメンタル指導であったり、また復職時の面談等の対応に際しまして、現在の内科を専門とする産業医に加えまして、精神保健に係る専門医を1名増員をしようとするものでございます。

木澤委員 以前から見ていると、やっぱり、メンタルで休まれる職員さんもチラチラと見掛けてましたので、やっぱりそういったところはきちっと対応していただいで、職員さん元気に働けるようにしていただきたいなという思いはありますんで、この予算つけていただくのは必要なことだなというふうに思いますが、その具体的な数字はいいんですけど、やっぱり休職に至る人もいますんで、至らない人もいますんで、やっぱり年間通して、何ていう、どういう聞き方したらいいかわからないけど、いてはるというのはもう、何か恒常化しているなというふうに思うんですけど、状況と言うんですか、差しさわりのない範囲で教えてもらえますか。

総務課長 申し訳ございません。具体的な数字というのは申しあげられないところにあるかなというところでございますけれども、あるかないかと申しますと、やはりそういうストレスないしメンタル不調をきたして、一旦お休みをするというような職員は、いることは、ご報告申しあげたいと思います。

木澤委員 今回、働き方改革なり、また窓口対応の関係なりも一応整理をされてということで、個々の職員さんに重い負担がかかることを減らしていくというかね、組織的に対応していただけるといことなんで、その点も期待してますんで、よろしく願います。

そしたら続いてですね、予算書の63ページの18節の負担金補助及び交付

金のところで、万博の実行委員会の負担金が95万円ですけど、これ一般質問を聞いてますと、まだ具体的な中身はないということなんですけど、これ95万計上しているというのは、どういうことなんでしょうか。

委員長 真弓政策財政課長。

政策財政課長 現在、県のほうで、昨年に関博推進室が設置されまして、その中のやり取りの中で、現段階で実行委員会形式を進めていくことを検討するという情報と、それから全体の数字は県のほうで一応お持ちですので、その数字でもって、斑鳩町の分担金、予定額が示されましたので、そういったところで組まさせていただきます。

木澤委員 まだ具体的には示されていないでしょうけど、実行委員会として、何をしていくことになるのでしょうか。

政策財政課長 そのあたりが、まだちょっとお話できないというふうになりますので、また県会のほうでも、おそらくその県さんのほうでも整理される話だと思いますので、その後に発表されるんじゃないかと思います。

木澤委員 はい、分かりました。それとですね、予算書の65ページの、先ほど部長の説明の中にもありました移動交番ですね、こちらの整備のほうですけど、これ、まずその土地はどなたの所有になるのでしょうか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 法隆寺さんのほうの土地の所有になります。

木澤委員 その土地を町が借りて舗装整備をするという形になるんですかね。その借り賃も入っているんですか。

安全安心 現在、法隆寺さんとの調整では、無償でお借りするという形で、内諾は頂戴

課長 しております。まだ契約のほうは新年度、4月以降でということで協議をさせていただいているところでございます。

木澤委員 もともと、そこには駐在所があって、それがなくなって、この移動交番に来てもらおうということかなと思うんですけど、そもそも移動交番というのがどういうシステムなのかなということなんですけど。

安全安心 奈良県警察では、令和3年2月に策定公表されました、奈良県警察交番駐在所最適化指針に基づきまして、交番、駐在所の最適化を進められております。

その中で、今おっしゃっていただいた交番機能と移動力を持ち合わせた「動く交番」と奈良県では警察では申しあげておりますが、令和5年度から、令和5年の4月から導入運用が始まったものでございます。

この動く交番については、この最適化された駐在所と交番が、最適された管内を、今の現状では奈良署と桜井署と橿原署の管内で動く交番が、令和5年度については重点実施地域として運用されているところでございます。

運用日については、隔週で決められた、現在は曜日になっておりますけども、公共施設であるとか、コンビニエンスストアの駐車場に駐留する形で、令和5年度は運用されていると聞いております。

木澤委員 県のほうで適正化をされたと。要は統合して減っていったということかなというふうに思うんですけど。その代わりにこの移動式でというシステムに変わっていった、斑鳩町内にもあった派出所等がなくなってしまっているんで、やっぱり治安維持のためとかにも来ていただくことは必要かなというふうに思います。これというのは、お願いすれば、来てもらえるものなんですか。

安全安心 現在移動交番のほう、県内警察、奈良県警察でも進められていると。基本的にはその統合された管内というところを基本として、駐留する形であれば動く交番ということで駐留するという形をとられています。

それ以外のほうについては、県内、今1台しかございませんが、県内巡回パトロールをしながら、県内をケアされているというふうに聞いております。

木澤委員 分かりました。1台しかないということで、なかなかその全域を網羅するのは大変だと思いますけど、積極的に要請はしていただきたいなと思います。お願いしておきます。

あとですね、ちょっと交付税措置のこと、基本的なことを教えてほしいなと思うんですけど、起債なんかでもよく充当率が100%ですとか、さっきも部長の説明、何パーセントですよとかいろいろありましたけど、実際に入ってくる額との最終的な差というのがどれぐらいなのというのを、どういうふうに理解しておけばいいのかなと思ひまして。

地方交付税って、国のほうでも予算が決まってて、全国の中で枠がある中で、各自治体に振り分けられていきますんで、その枠内でしか確保できないということなんで、100%は僕も来ないと思っているんですけど、以前聞くと、最終的に、計算すると入ったよというようなことも聞きまして、その年によっても違うと思うんですけど、そのこのところはどよう理解しておけばいいのか。

委員長 真弓政策財政課長。

政策財政課長 そもそも論として、地方交付税といいますのは、基準財政需要額、どれだけの事務量がありますから、それに対して、基準財政収入額、税収等ですね、これの差額分、ここが地方交付税なんです。

よく、地方交付税幾らですかってお話あるんですが、あくまでこの差額分であるということ、まずご理解いただきます。この基準財政需要額、これだけ必要ですよという計算の中には、確実に入っております。

例えば1億円借りたとしましょうか。100%算入の1億円を元利償還としての計算で必ずハンティングされる。ただし、先ほど申しあげたように、基準財政収入額と需要額の差額ですので、これが仮にですけれども斑鳩町で収入額がぐっと増えましたとかになると、交付税は当然ゼロになりますので、入っている入っていないという発想がちょっと違うんですけども、基準財政需要額の計算には必ず入ってきますというふうにご理解いただければと思います。

木澤委員 昨日一般質問でちょっと思ったんですけど、私、例に出して言いますけど、会計年度任用職員さんの国が3千万円持ちますよと、概算で3,100万円でしたっけ。国は財源持ちますと言ってて、交付税措置しますと言っているから、僕は全部入ってこなくても、おおかたは入るのかなという理解だったんですけど、部長はうんうんと首はったんで、そうじゃないよということなんですね。ちょっとそこを教えてください。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 先ほど課長のほうから説明申しあげましたとおり、こんだけの財政需要があります。でもその団体にはこれだけの収入がありますよ。その差を、いわゆる埋めるために、地方交付税制度というのが、簡単に言えば、そういった制度がございます。

そういった中で、例えば収入が多ければ、不交付団体になって、交付税はゼロになるから、自前でやりなさいよということになりますので、そのいわゆる差の部分について、地方交付税という形で交付されます。

先ほど課長のほうも申しましたんですけども、基準財政需要額に、これこれの財政需要があって、一般財源がこれだけ必要ですねということで、それぞれの費目で計算されていくわけですね。計算されていくんですけども、いかんせん、国の原資となる収入というのが決まっていますんで、やっぱり頭打ちがあるわけです。その頭打ちがあって、こういった予算の中でみんなに配分しているということなんで、全てが入っているわけでは、全てが入っているわけではないと。

昨日の一般質問の答弁の中でも、こうこうこう言うことで、追加で交付されましたよってということをご説明させていただいたんですけど、その中でも、ほかの費目ですね、大まかに言うたら、今回の国の補正予算のいわゆる地方財源の部分も含めて、こっだけ入ってますよ。斑鳩町は確か4千万円余りだったと思いますねん。基準財政需要額入ってますから。で、3,100万円なんで到底その全部が入っているわけでもなければ、おおかたが入っているわけでもないという状況が現実だと思います。以上です。

委員長

そのほか、ございませんか。伴委員。

伴委員

一般会計予算書の61ページの24積立金、ちょっとこれ、同僚委員の質問によく似ているんですけど、僕も教えてほしい。

この財政調整基金積立金、これ減債基金積立金、今年度というか来年度、281万とか1,230万、これはどこで余ったというか、これぐらいは積み立てていこうというのもあって、これ積み立てていってもらっているのか。

そしてちょっとこのもうひとつの予算の概要という追加資料のほう、一番後ろのこのぺらぺらと横の町債残高の推移、これすうっと下がっていく、この表と、このぺらぺらのほうは、どちらかという、今、基金の積み立ての残高が今、この令和5年、令和6年度とこでは多くなっている。

そして、隣の上から3行の取崩額からいうと、結構取り崩すときは、こうまちまちになっていって、残高がどんどん下がっていくような形になっている。この辺の流れ、見込み、そして積み立てるこの金額の原資といいますか、これ予定といいますか、このあたりのこの関係性を教えてください。

委員長

真弓政策財政課長。

政策財政
課長

まず積立金の原資の部分です。財政調整基金につきましては、利子分、それから減債基金のほうなんですけれども、こちらも利子分もございしますが、今年度につきましては、平成緊急内水対策の関係の補助金ですね、これの受け取り方というのがちょっと通常と違いまして、起債のほうを起こして、償還金相当を補助するという形でして、その原資分を一括で渡すと。渡して、渡しますんで減債基金に積み立てて、それを償還時に取り崩してくださいと、こういったルール補助金、県補助がございしますので、その関係で、その補助分とそれから利子分、これ合わせて積み立てる予定をしております。

それと財政シミュレーションの部分との残高の関係ですけども、この中にはあくまで財政調整基金につきましては、収支不足を埋めるような形での取り崩しになっております。

減債基金につきましては、これまでも行ってきておるんですけども、大型事業等々で償還額が非常に大きいものにつきまして、以前から積み立てていたも

の、それからここ数年決算剰余金等を活用しまして、これを償還時に都度都度取り崩して充てておりますので、そのあたりでの取り崩しを減債基金に関しては、取り崩しの中に入っているというふうにお考えいただければ。

伴委員

雰囲気はなんとなく分かりましたけど、先ほど言った、この隣の町債残高の推移が下がっていつている。これはちゃんと返済していつていただけてますわな。その辺とこの基金というのは、別に関係なく、もういうたら、これだけあつと町債が下がっていくと、このように考えていつていいわけですか。

政策財政
課長

町債残高につきましては、ここ数年ですけれども、できる限り地方交付税措置のない借り入れ分を取りやめております。そういったことから、元金償還が進んでまいりますので、減っていくという姿で推移しているということでございます。

あくまでトータルの収支に関しては、財政調整基金の取り崩しとなって参りますんで、直接これとリンクするというわけではありませんけども、ただ地方債残高が減るということは元利償還が進むというところで、残高も減るというところでは、全体としての収支というのは当然よくなって、よくなってといひますか、悪化を一定程度防げているというほうが正しいいうか、になりますので、その部分では取り崩し額も影響は当然ございますということと言えるかなと。

伴委員

これ見せていただいて、今のちょっと分かってきたんですが、このペラペラの表の、この主な大型建設事業、ここではこういう形で法隆寺駅前周辺とか、地域交流館、中央体育館の空調と出てます。これはここに盛り込まれているけど、また新たにまた必要な大きな金額とか、要るようになったら、シミュレーション、地方債残高が変わっていきます。今はあくまでもこれを踏まえた上でこの表というような格好で考えさせてもらっていいわけですね。

委員長

西巻総務部長。

総務部長

このA3の横に書いております主な大型建設事業なんですけども、これは現

時点で計画をしているとか、していたとかというような形で見込まれている財政事情が、令和7年以降にこの財政見通しの中に含まれていると。そういった関係で、それらの財源については、地方債、いわゆる町債も含んだ形で町債残高が示されている状況ですので、仮にこういった中の大型事業が、いわゆる増減すれば、また町債残高の推移も変化しているということなんで、あくまでも現時点での状況を推計させていただいているというふうにお考えいただければと思います。以上です。

委員長 そのほかございませんか。 中川議長。

議長 先ほど木澤委員の質問で、移動交番、そもそも県警の移動交番を駐車させる土地を、何で町が整備するのかな。県がしないのか。

それを各地域で整備するのは各自治体というような取り決めがあるのかどうかいうのを確認させていただきたい。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 特に取り決めはございませんが、町内の防犯拠点を設けるということで、町のほうから警察のほうに、その動く交番を駐留していただきたいということの要望をかねてより、させていただいていたところでございます。

その中で、今現状、未舗装というところで、なっている場所について、環境整備を行った上で拠点整備というところを誘致していきたいということで、予算の方、計上させていただいたところでございます。

議長 だから県警の移動交番、停めるための整備は県では持たないということですね

安全安心 おっしゃるとおりでございます。

課長

議長 わかりました。それと、65ページの防犯カメラの設置やけど、新たに町独自の管理の防犯カメラ、令和5年から進めていることやけど、どのエリアを対

象に進めてるんやろ。

安全安心
課長 今、5年度6年度で15か所17台のほう、整備のほう計画しております。
基本的には通学路であるとか、犯罪が多い場所、そしてその犯罪を行ったと
思料される逃走経路、主に国道であるとか県道というところの逃走経路を警察
のほうで選定いただいて、現在この5年と6年度の分については選定させてい
ただいたというところでございます。

議 長 何年前の何月議会か忘れたけど、私が一般質問して、防犯カメラ設置してもらって、何年かに何台、今年何台、今年何台、今年何台という計画で進めてもらった。もっとつけてほしいということを簡単に言うたら、いや西和警察署と協議して、もうこの斑鳩町は網羅されているということで、もう町ではこれ以上つけませんという答弁。

その後、各自治会につけてほしかったら、つけてほしい地区はどないすんねんということで補助金制度、これも設置してくれ言うてつくってもろて、今になって、まだつけなるところがあるから進めてますねん。ほんなら、自治会で負担してつけてもうてる地域と公平性をどない考えているのかなと。その辺どうですか。

安全安心
課長 町と自治会との、そこはちょっと地域での、町で地域の入りくんだところまでは、町の方でなかなかそこ付けることができませんので、そういう意味で地域の安全を担保するということで、補助金の制度をつくらせていただいたということでご理解いただければなと思っております。

過去のその答弁というのが、私もちょっと定かではありませんが、今後必要であれば、6年度以降についても、また新たな、パークウェイの道が延伸されますので、そちらのほうになれば、また新たな交通形態が生まれてきますので、また、今現状、犯罪等は町内では減少傾向にはございますが、そういう犯罪の場所というのが新たに発生すれば、また関係機関は警察と連携させていただく中で、増設のほうは都度検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長

加藤副町長。

副町長

すいません。当時のお話の関係ですけれども、当時初めて町のほうで防犯カメラを設置させていただいて、その中でご意見いただく中で、一旦まずああいいう形で整理、小学校区ごとに整理をさせていただいて、そこでやめるという認識は私もございませんでしたので、まず、主な登下校の所を設置させていただいて、それと合わせて、一旦はそこで事業としては区切りつけさせていただきましたけれども、細かいところについては町でつけていくっていうのはございませんので、そこは自治会のほうにお願いする形で補助制度をつけさせていただいて。その後、ほかの所との犯罪の関係とか、いろいろ関係、検討していく中で、やっぱり抑止効果というのはやっぱり斑鳩町の場合ございましたので、今回改めて、去年からまた追加して、2か年で整備をさせていただいてるところですんで、決して、あのとき、これで終わりという認識はなかったことをご理解いただきたいと思います。

議長

つけてもらうのはありがたい。どんどん増やしてもろて、斑鳩町町全体についていったほうがええねんということを私はずっと言っていました。

だからつけてもらうことに対して、とやかく言うてるんでなしに、入りくんだ所て課長言うたけど、町でつけるの入りくんだとこやないねんな。

委員長

西巻総務部長。

総務部長

やはり、周辺の自治会が基本になってまいりますんで、その自治会のいわゆる範囲内、いわゆる主要な道路以外のところは住民さんのほうでもお願いしたいなということで、つけたいよというところは補助制度でやってもらってますんで、そういった関係で、いわゆるどういうんですかね、主に逃走経路になるとか、主要な所の場所で犯罪が発生している、主としては、通学路をメインにこれまで整備してきたんで、そういったすみ分けもさせていただいて、ぜひともつけたいとおっしゃられる自治会がございましたら、補助金のほうを活用していただければなというふうに考えております。

議 長

町で設置する場所と、地元で補助金をもらって負担してつけるとこと、分け方って難しいなと思うやんか。自治会で整備しているところでも、通学路になってるところあると思う。だから、100%町で管理する防犯カメラと、自治会、自治会かって補助金もろて何ぼか出さなあかんわけやな。後の管理も自治会にしていかなん。電気代も自治会払っていかなん。

だから、その分け方、ここは町でしている。幹線道路で決めて、もう広い道路だけですなんて言うんやったらまた別やねんけど。

委員長

加藤副町長。

副町長

その辺、なかなか見方としては、線引き難しいかもしれませんが、町の防犯カメラ設置させていただいているところは、どこかで何か犯罪等事件があったと。そこから犯罪者が逃走していく、その経路をある程度抑えられるようなポイントということで、今させてもらってますんで。

当然おっしゃるように、自治会の中で経路になるような所もあるかも分かりませんよね。ある程度、一応分かりやすいのが町外に出ていく所とかが一番分かりやすいか分かりませんが、そういったポイントを抑えるところという考え方にちょっとさせてもらってます。確かに分かりにくい部分はあるかと思いますが、あくまでも何箇所かポイント追うていけるような形を計算して、ちょっとさせてもらってますので、ちょっとご理解いただきたい。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。 西巻総務部長。

総務部長

それでは、第6款 商工費のうち、総務部が所管する各科目の予算について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の122ページと123ページをお願いします。

第1目 商工総務費です。消費生活相談を引き続き実施するための費用として、123ページの第7節 報償費で、消費生活相談員謝金45万6千円、第8節 旅費で、費用弁償7千円、第10節 需用費で、消耗品費3万2千円を計上しています。以上で、第6款 商工費についての説明といたします。

よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、第6款 商工費について質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。

次に、第8款 消防費について、説明を求めます。

西巻総務部長。

総務部長

それでは、第8款 消防費について、ご説明申し上げます。失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、一般会計予算書の136ページをお願いします。

はじめに、136ページと137ページの第1目 常備消防費です。奈良県広域消防組合の負担金として、新年度は3億2,340万9千円を計上しています。前年度と比較して1,025万円、3.3%の増となっています。

次に、136ページから139ページの第2目 非常備消防費です。新年度は2,564万5千円を計上しています。前年度と比較して2億2,184万7千円の減となっています。減額となった主な要因は、デジタル防災行政無線の戸別受信機設置に要する費用の減額によるものです。

主な予算の内容は、町消防団の運営、自衛消防団の支援などに要する費用となっています。

はじめに、町消防団の運営では、消防団員の報酬として、137ページの第1節 報酬で、上から二つ目の消防・水利団員報酬1,085万3千円を、139ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上から二つ目の分団運営費195万円などを計上しています。

次に、自衛消防団の支援として、地域で組織される自衛消防団の活動を支援

するため、139ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上からひとつ目の自衛消防団補助金105万円を計上しています。

次に、138ページから141ページの第3目 消防施設費です。新年度は3,742万6千円を計上しています。前年度と比較して2,630万4千円の増となっています。

増額となった主な要因は、消防ポンプ車の更新に要する費用の増額によるものです。予算の主な内容は、消防施設の維持管理、消防施設整備の支援などに要する費用となっています。

はじめに、消防施設整備の支援として、自治会等が行う消防用の消火器具等の整備を支援するため、141ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上からひとつ目の消防施設整備事業等補助金75万8千円を計上しています。

次に、消防車両の更新として、第1分団消防ポンプ車を更新することとし、141ページの第17節 備品購入費で、公用車2,832万5千円等を計上しています。

次に、140ページと141ページの第4目 水防費です。水防出動等に要する費用として、新年度は32万4千円を計上しています。

次に、140ページから143ページの第5目 災害対策費です。新年度は1,538万1千円を計上しています。前年度と比較して399万3千円の増となっています。増額となった主な要因は、災害現場と災害対策本部との間で災害情報の共有を行うためのシステムの導入や、防災ハザードマップの作成に要する費用の増額によるものです。

主な予算の内容は、災害物資の備蓄、地区別防災訓練の実施、自主防災組織の支援などに要する費用となっています。

はじめに、災害物資の備蓄として、必要な食糧等の備蓄を計画的にすすめるとともに、ライフラインが寸断された場合に備え、避難所での衛生環境を保持するため、災害用簡易トイレ等を新たに備蓄し、災害物資の充実を図ります。これらに要する費用として、141ページの第10節 需用費の消耗品費のうち460万2千円を計上しています。

次に、地区別防災訓練の実施として、災害発生時の地域住民が連携を保ちながら応急対策活動ができるよう、初動体制をはじめとした防災体制の充実を図るため、141ページの第12節 委託料で、上から四つ目の防災訓練講師委

託料35万円、その下の防災訓練会場設営等業務委託料45万8千円などを計上しています。

次に、自主防災組織の支援として、自主防災組織の設立・活動に対する助成をするため、143ページの第18節 負担金補助及び交付金で、上からひとつ目の自主防災組織補助金142万円を計上しています。

次に、防災情報メール等の推進として、災害現場と災害対策本部との間で情報の共有を行い、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるシステムの導入費用も含め、141ページの第13節 使用料及び賃借料で、四つ目の災害情報伝達システム使用料のうち216万円を計上しています。

次に、防災ハザードマップの作成として、災害時における避難場所、避難時の備え、洪水における浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を示した防災ハザードマップを更新するため、141ページの第12節 委託料で、防災ハザードマップ作成業務委託料352万円を計上しています。

以上で、第8款 消防費についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第8款 消防費について質疑をお受けします。
奥村委員。

奥村委員 一般会計予算書の141ページの10節ですけれども、消耗品費でトイレのところですけども、この予算の概要のところにも1ページの一番上のところに災害物資の備蓄ということで、備蓄用トイレのこと謳っていただいておりますけれども、今年度と来年度で340個の簡易トイレを備蓄していただける予定と聞いております。この備蓄用トイレですけれども、実際に置き場所ですけれども、避難者の方が入ってこられて、どういうところにこのトイレを設置していいかという、ただ単にトイレを設置するだけじゃなくて、やっぱり人の目もあるので、どういうようにして設置をしていく方向性というか、予定というのがございますでしょうか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長 このトイレにつきましては、ポータブルの、量販店で売っているようなダンボール型の小さいA4サイズぐらいの座るもので、1箱100回分が入っている簡易トイレということになります。1回用を足していただくと、その中に吸着材が入っておりまして、1回ごとでビニールを絞っていただいて、臭気を取り除いていただいて、一般廃棄物として捨てるという形のものを備蓄する計画をしております。

委員長 奥村委員。

奥村委員 紙製というかダンボール製ですかね、ということですがごく軽いと思うんですけども、例えば高齢者の方とか、ちょっと介助を要しないといけない方とかの場合、前に小型のテントを着替えとか授乳用のテントを用意してくださってたと思うんですけど、ただそういうところに設置するとか、能登半島地震のときは、なかなかそれは設置できなくて、それこそごみを周囲に四隅にこうやって施設のところで、避難所のところでやってたという、高齢者の方ですけども、いうことなんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。どういう形でこの人前でするってこともできませんし、どういう形でしていこうと思っておられるのか。

安全安心
課長 トイレの関連につきましては、委員おっしゃっていただいているように、人の目の前でというのはなかなか用を足していただくことができませんので、避難所の一角もしくはその周辺での姿が見えないような形で、かつ男女別というのも区別していく必要もございまして、そちらのほうを、きっちりと区別しながら、また環境に配慮しながらのトイレの設置という形を検討しているところでございます。

奥村委員 例えばその、今課長がおっしゃってくださってた、その前に申しあげてくださった、1回トイレをして、そしてそれを臭気を取るために、ぎゅっと結んでそれを置いておく所、そういう回収できるまでの間、いわゆる皆さん大量のものが出てくると思うんですけども、それを置いておく所とかは考えておられるでしょうか。

安全安心
課長

各それぞれの施設となる避難所がございます。そちらのほうの施設の中で、まずそのごみが大量に出る、またトイレも設置しなければならないというような状況になると、かなりの避難者の方がそちらの避難所の利用されるという形になると思われま

す。その中で、ごみの問題、トイレの問題というのも、その避難者、避難者の方とも協議をしながら、この能登半島の部分についても、ごみの問題、またトイレの問題というのは、かなりクローズアップされているところでございますので、そちらのほう、避難者と、また避難所の運営する職員と、またそこを管理する方というのも、のちのちつくっていかないといけないというところの中で、その利用される方が環境を整えるという形で、ごみの集積場所というの

奥村委員

も、それぞれ施設の状況に応じて協議検討してまいりたいというふうに考えております。

ありがとうございます。内閣府のほうで、2016年に避難所におけるトイレの確保、管理ガイドというのをつくったんですけども、斑鳩町としても避難所におけるトイレの確保管理計画、これ今ちょっと、課長のほうもつくっていかないといけないという方向で、ちょっと触れていただいたんですけども、そういう計画をこれからをおつくりになったらどうかなと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか

安全安心
課長

先ほど委員のおっしゃっていただいた平成28年4月に内閣府が策定したガイドラインということは承知しております。しかしながら、本町においては、この管理計画というのは策定していない状況でございますが、本町の地域防災計画におきまして、廃棄物処理対策の推進という項目の中で、仮設トイレ等の確保についても、朝のごみの廃棄物の処理の関係についても、計画のほうございます。

具体的な今、計画の中では持ち合わせておりませんが、今後、各施設に応じた処理場所というところについては検討してまいりたいというふうに考えております。

奥村委員 ありがとうございます。やっぱり能登半島地震にしても、そしてその前の東日本大震災にしても、トイレということが一番やっぱりこの避難される方たちの一番心配な、そしてまた大変な問題やったのではないかなと思います。

斑鳩町としても、今回、町長のほうからも、施政方針の中で、災害というのはいつ起こってくるかわからない。正月であっても待ってくれない。そういうときだからこそ、有事の前に、この今、今のときに、やっぱりしっかりと備蓄というか、整えていかないといけないというようなことも触れていただいておりますので、斑鳩町としても、きちりと高齢者、また体の不自由な方、妊産婦の方、困ることがないように整えていただきますようによろしく願いいたします。

委員長 そのほかございませんか。 木澤委員。

木澤委員 私もトイレのことに関連して、充実して増やしていただくことは賛成なんです。ただ、今回このポータブルトイレというのは、もともとの計画にあったものなのか。それか、いやいや必要やからって追加で購入したものなのか。ちょっとそこも教えてください。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 先ほど奥村委員からもお話ありましたが、この能登半島地震を受けまして、予算の組み立ての中で、町長、副町長のほうからもご指示いただきまして、やはりトイレ問題、トイレ問題からまた健康問題に起因していくということの中で、予算査定の中で、町長のほうからご指示いただきまして、急遽追加という形、もともとの町の計画の中には入っておりませんが、追加した形での計画を今後進めてまいりたいという形での予算計上ということになります。

木澤委員 トイレのことは、今までにもいろいろ質問も議論もさせてもらってきたかなと思いますけど、例えば下水管に直接やるやつだとか、いろいろタイプがあると思うんですけど、町で今、備蓄してきたものというのが、割と固定式のやつだと、私理解していたんですけど、それがだいたいその基準として、1避難所

にどれぐらいでというのはありますか。

安全安心 現在20か所指定避難所ございます。その中で全ての避難所には各2基、も
課長 しくは4基ある据え型のものがございます。その20か所のうち9か所がマン
ホール、下水道に直接できるマンホールトイレと言われるものについては、9
か所、設置できる施設の構成になっております。

木澤委員 私、今回も災害用トイレ出てきたんで、そういうのを購入するのかなと思っ
たら、この簡易トイレということで、使い方どうするのかなって、いろいろ聞
いてて思ったんですけど、これもうだから各避難所で使うということなんで、
それぞれ340個を施設に分けて使うという形なんですよね。

安全安心 まず全てを開ける場合もありますし、避難所の運営の、開けているところ
課長 についての配布という形になろうかと思っております。拠点配布という形で、そ
の避難所に応じて、また役場の職員が、まず備蓄している、備蓄しようとして
いる品物を配布していく。もしそれからまた足りないということであれば、昨
年コメリさんとも物資の災害協定を結んでおりますので、そちらからまた購入
もしくは国のほうから、またプッシュ型で今、各それぞれの必要に応じた備蓄
品というのがプッシュ型で送られるようになっておりますので、そちらのほう
を活用してもらいたいというふうに考えております。

木澤委員 はい、分かりました。あくまでも足りない場合にとということで、とこと
で理解しておきます。これがメインになっていくというわけじゃないんです
ね。

そしたら、予算書の137ページの、広域消防組合の負担金が、金額で増え
てるんです。もともとこれ、減っていきますよという話やったけど、何で増え
ているのかなと気になりましたので、その内容を教えてもらえますか。

安全安心 来年度につきましては、主な要因となった、広域消防組合の予算として、人
課長 件費のほう約3億6,300万程度増額するということになっております。

その要因といたしましては、主に人事院勧告や退職者の発生、退職関係の費

用の増額で、また定年延長の職員の増額となっております。

それも踏まえて分担金が増額していくと。またその要素として、ひとつの要素として、救急割合というのも新たに令和3年度からその負担割合の計算方法に入っております、229件増額しているということで、その起因となった要因となっております。

木澤委員 では、当時想定していなかった部分で、新たに発生したものだということで理解をしておきます。

委員長 そのほかございませんか。 伴委員。

伴委員 141ページの下から二つ目のかまどベンチ設置工事で6万6千円となっておりますけど、金額も小さいし、これは1個だけなのか。そしてどこに置かれるのか。そのあたり教えてください。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長 こちらのほうにつきましては、仮称の龍田西地区地域交流館のほうに置く予定をしております。また地域の防災士さん、三室地区でございますけども、自主防災さんからのご要望もございまして、その地域交流館の中にかまどベンチの設置を計画しております。この6万6千円については、今年度でかまどベンチの購入をすでに終わっておるんですが、実際設置するに当たり、基礎工事が必要になってきたということの中で、新年度で、基礎工事だけ行わせていただいて、設置は駐車場、つまり建物ができたら、並行して設置を今進めているところでございます。

伴委員 ちょっと今の説明で、1点だけ。6万6千円にかまどベンチができるのか、それとも基礎だけが6万6千円かかったのか。かまどベンチ全部、基礎も入れて6万6千円か。そこだけ、教えてください。

安全安心 失礼しました。かまどベンチの基礎だけという。基礎の工事だけのものでご

課長 ございます。かまどベンチについては、物は25万程度になります。

委員長 そのほかございませんか。 小城委員。

小城委員 予算書の143ページの18番の自主防災組織の補助金のところなんですけど、今、これは現在ある所に対しての補助金なのか。新設する所に対しての補助なのか。教えていただいてもいいですか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 今、30団体ございまして、その各団体さんへの補助金、プラス新たに設置された場合、設置された団体にも一応計上させていただいているところでございます。

小城委員 30団体ということは、1団体に対しての割合というか、団体、もう一律で決まった額の補助金なのかどうなのか、教えていただけますか。

安全安心課長 自主防災の会員数によりまして6万円から2万円の区分がございまして。その区分に基づいて年間の費用を交付させていただいているということになります。

小城委員 それってあれですかね、使い道と違って、その報告とかというのは受けたりはしているんですか。

安全安心課長 毎年決算書を頂戴しまして、確認をさせていただいているところでございます。

小城委員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。
あと防災士の育成事業、これたぶんずっとやっておられると思うんですけど、昨年度というか、この予算に対してだいたい満額ぐらいの人の応募であったり募集というものはあるんですか。

安全安心課長 今年度おひとり交付の申請がございまして、今、令和元年度からこの事業を行っております、今10名の、交付された、交付した人数については10名いらっしゃいます。

また、以前から含めると、かなりの奈良県防災士会さんに加盟されている防災士さんもたくさんいらっしゃるんですけども、令和元年度からこの事業を行っておりますので、今10名という形になっております。

小城委員 たぶん、皆さん、補助金とか見てこられると思うんですけど、なられた方が、この補助漏れないように周知徹底していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 そのほか。 奥村委員。

奥村委員 先ほどのかまどベンチのことで質問させていただきたいんですけども、このかまどベンチというのは、斑鳩町としては、龍田西地域交流館が最初の設置になるのでしょうか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 おっしゃるとおりで、初めてになります。この龍田西地区をモデル的な形で考えておまして、また使い勝手であるとかというの、いろいろ検証しながら、設置してまいりたいというふうに考えております。

奥村委員 龍田西地域交流館のものを、かまどベンチを見て、やっぱりうちの自治会にもそういうものがほしい、つくりたいなって思う場合は、安全安心課に申請を出すのでしょうか。

安全安心課長 現在のところ、補助制度等々もございませんが、また今後その活用方法も確認にしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

奥村委員 はい。ありがとうございます。全面的に25万円を補助してもらおうとやっていうことじゃなくても、自治会である程度頑張るとかいうようなこともあり得るかなと思いますので、それもまた検討のほう、よろしくお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、第8款 消防費に対する質疑を終結します。
次に、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めます。 西巻総務部長。

総務部長 それでは、第10款 災害復旧費、第11款 公債費及び第12款 予備費について、ご説明を申しあげます。失礼して、着席にてご説明をさせていただきます。

はじめに、第10款 災害復旧費です。一般会計予算書の176ページから179ページをお願いします。第10款 災害復旧費では、災害の発生に伴い、早急に各施設の災害復旧に対応できるよう、名目として1千円を、それぞれの科目に計上しています。

続きまして、178ページと179ページの第11款 公債費です。はじめに、第1目 元金です。新年度は8億3,043万4千円を計上しています。前年度と比較して739万1千円、0.9%の減となっています。

減額となった主な要因は、平成15年度及び平成16年度の臨時財政対策債や、平成25年度の斑鳩東小学校耐震化に伴う町債などの償還が終了したことによるものです。

次に、第2目 利子では、新年度は2,481万5千円を計上しています。前年度と比較して120万3千円、4.6%の減となっています。

町債の活用については、世代間の負担の公平性を考慮しながら、本町の行政課題を克服していくためには、建設地方債をはじめ、特例債である臨時財政対策債の活用もやむを得ないものと考えていますが、ただ、後年度、確実に財政負担が生じることから、可能な限り、借入金の縮減に努めるなど慎重に対応し

てまいりたいと考えています。

最後に、154ページの第12款 予備費です。不時の支出に備えるため5千万円を計上しています。

以上で、第10款 災害復旧費、第11款 公債費及び第12款 予備費についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に対する質疑を終結します。

以上で、総務部・会計室・議会事務局所管に係る予算についての審査を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時57分 休憩)

(午前10時58分 再開)

委員長 再開します。
理事者入れ替えのため、11時20分まで休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時20分 再開)

委員長 再開します。
それでは、住民生活部所管に係る予算審査を行います。
初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。
栗本住民生活部長。

住民生活
部長

それでは、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管いたします予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

予算書の57ページをお開きください。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費のうち、第12節 委託料において住民課所管の無料法律相談委託料として、その必要経費144万1千円を計上しております。

次に、68ページから71ページの第3項 戸籍住民基本台帳費であります。第1目 戸籍住民基本台帳費で、新年度は6,506万6千円を計上しており、前年度と比較して566万9千円、8.0%の減となっております。住民基本台帳ネットワークシステムや、戸籍システム等の機器保守業務委託料などを計上しております。新年度では、戸籍総合システムの標準化、及び、戸籍の振り仮名設定に係るシステム改修を行ってまいります。

以上で、第2款 総務費のうち、住民生活部の所管に係ります予算の説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。
木澤委員。

木澤委員

予算書の71ページですけれども、毎回確認させてもらってますんで、マイナンバーカードの枚数と交付率ですね、教えてもらえますか。

委員長

峯川住民課長。

住民課長

それでは、マイナンバーカードの交付実績でございます。

今年度の実績としましては、令和6年1月末で2,580枚でございます。累計で21,405枚、交付率としましては、76.1%でございます。

委員長

中川議長。

議長

このマイナンバーカードの交付事務と、支援業務委託料647万5千円とい

うのは、これは国から入ってくるというふうに考えておいたらええんかな。

委員長 峯川住民課長。

住民課長 国のマイナンバーの交付金ですね、これで充当するという形で入ってくると考えていただいて結構です。

委員長 小城委員。

小城委員 57ページですね、無料法律相談委託料というところで、多分やられて、来られる方とかで待ちがあって、受けれないとかというのはいたりするんですか。

委員長 峯川住民課長。

住民課長 無料法律相談、予約については時期によって比較的満タンになるときとか、待ちが出て、2か月後とかになるときもありますけれども、現在、2月、3月とかに関しては、1週間後、2週間後とかが空いていたりしますので、状況によって埋まるときもありまして、そういう方にはキャンセル待ちであったりとかを待っていただくこともございます。

小城委員 特段、今までどおりで増やす必要はないという認識でいいんですかね。

住民課長 状況に応じてということはあるんですけども、今のところ第2、第3、第4火曜日という形で一日6枠ございますので、そういった形でやっていかせていただきたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。
次に、第3款 民生費について、説明を求めます。
栗本住民生活部長。

住民生活
部長

それでは、第3款 民生費のうち、住民生活部が所管する各科目の予算につ
きまして、ご説明を申しあげます。着座にて失礼いたします。

一般会計予算書の74ページをお願いいたします。

はじめに、第1項 社会福祉費であります。74ページから77ページの第
1目 社会福祉総務費では、新年度は3億5,002万円を計上しています。
前年度と比較して1,931万5千円、5.8%の増となっております。

主な予算の内容は、職員に係る人件費のほか、社会福祉団体への補助金、国
民健康保険事業特別会計への繰出金となっております。

77ページの第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計への繰出金と
して、制度上の負担割合に応じて支出する法定繰出金として2億2,860万
7千円を計上しております。

次に、第2目 国民年金事務取扱費であります。新年度は588万1千円を
計上しており、前年度と比較して186万5千円、24.1%の減となってお
ります。国からの委任を受けて行う国民年金事務に携わる職員の人件費などを
計上しています。

次に、76ページから79ページの第3目 老人福祉費であります。

新年度は8,534万6千円を計上しております。前年度と比較して3万5
千円、0.04%の増となっております。

その主な内容は、79ページ、第18節 負担金補助及び交付金で、三室園
組合への負担金として3,185万8千円、第19節 扶助費では、老人福祉
施設措置費として627万円、高齢者優待券交付費として1,789万4千
円、高齢者外出支援タクシー基本料金助成金として1,170万8千円などを
計上しております。

次に、78ページから81ページの第4目 老人憩の家運営費であります。

新年度は3,561万4千円を計上しております。前年度と比較して1,0
05万9千円、39.4%の増となっております。老人憩の家の会計年度任用
職員の人件費のほか、施設の維持管理等に必要な費用であります。令和6年度

においては、東西の老人憩の家において、照明化設備LED化工事に伴う費用を計上しております。

次に、80ページから83ページの第5目 医療対策費であります。新年度は2億3,007万7千円を計上しております。前年度と比較して2,380万2千円、11.5%の増となっております。

子ども医療費の助成では、より一層の子育て支援策の充実を図るため、8月からは、18歳までの子どもに係ります医療費の窓口負担が不要となります現物給付制度が導入される予定になっております。また、引き続き、心身障害者医療費助成等についても、県の補助基準を拡大して実施をしております。

次に、82ページから83ページの第6目 人権対策費でございます。

新年度は54万8千円を計上しており、前年度と比較して12万2千円、18.2%の減となっております。人権思想の普及、人権意識の高揚を図るために実施する街頭啓発や、差別をなくす町民集会などに係る費用を計上しております。

次に、82ページから85ページの第7目 障害福祉費であります。新年度は9億3,490万4千円を計上しております。前年度と比較して4,028万8千円、4.5%の増となっております。この費目につきましては、障害者総合支援法に基づくサービスの給付が大半を占めており、85ページの第19節 扶助費で8億7,624万3千円を計上しております。

次に、86ページから87ページの第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費であります。新年度は4,238万1千円を計上しております。前年度と比較して705万4千円、14.3%の減となっております。この減額につきましては、令和5年度において、照明設備LED化更新工事を予算計上していたためでございます。ふれあい交流センターの会計年度任用職員の人件費のほか、施設の維持管理費等に必要な費用であります。

次に、88ページから89ページの第9目 介護保険事業繰出費であります。新年度は4億5,141万1千円を計上しております。前年度と比較して、1,131万円、2.6%の増となっております。介護保険の給付に係る町の法定負担分の12.5%にあたる介護給付費繰出金3億1,016万5千円のほか、地域の支援事業費に係る町の負担分、職員の人件費や事務費の経費に係る費用及び介護保険低所得者保険料軽減に係る繰出金を計上しております。

す。

次に、第10目 総合保健福祉会館管理運営費であります。施設の維持管理等に必要な費用として、新年度は7,673万1千円を計上しております。前年度より1,268万2千円、19.8%の増額となっております。

総合保健福祉会館は、保健・福祉の活動拠点施設として、多くの皆様にご利用いただいているところではありますが、環境に配慮した公共施設整備の一環として、温室効果ガスの削減を図るため、照明設備のLED化を行うにあたり必要な費用として、89ページの第14節 工事請負費で3,680万円を計上しております。

次に、第11目 後期高齢者医療費であります。新年度は4億9,290万2千円を計上しております。前年度と比較して2,927万7千円、6.3%の増となっております。医療給付に要する費用のうち、町の法定負担分を奈良県後期高齢者医療広域連合に納付するほか、事務経費、広域連合の運営に係る経費の負担、そして低所得者に対する保険料の軽減措置に係る補填分を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものとなっております。

続きまして、第2項 児童福祉費であります。はじめに、90ページから93ページの第1目 児童福祉総務費では、児童福祉事務に関わる職員の人件費と、保育所、学童保育、児童手当以外の事務や事業に係る費用として、新年度は1億4,459万4千円を計上しています。前年度と比較して3億8,732万7千円、27.1%の減となっております。この減額につきましては、令和5年度におきまして、本年4月に開園予定の認定こども園整備費補助金の予算を計上していたためであります。

91ページをご覧ください。新年度は、令和7年度から5か年を計画期間とする、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するための費用として、第12節 委託料で、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料155万9千円を計上しています。

また、93ページ、第18節 負担金補助及び交付金で、保育士の給与改善補助金、障害児保育補助金等の増額により、町内の私立保育所等の運営のさらなる支援を行うための費用として、私立保育所運営費補助金4,024万7千円を計上しています。

また、第19節 扶助費で、妊婦等がタクシーを利用する際のタクシー料金

の一部を助成するマタニティ・子育てタクシー基本料金助成金について、助成対象者を拡大し20万円を計上しています。

次に、92ページから95ページの第2目 保育園費であります。保育士などの人件費を含む町立保育所の運営に要する費用として、新年度は4億4,623万2千円を計上しております。前年度と比較して1,018万8千円、2.3%の増となっております。

95ページをご覧ください。町立保育所において、通常保育のほか、引き続き、延長保育や一時預かり、障害児保育を実施するにあたり、保育士を安定的に確保するため、第12節 委託料で、保育士派遣業務委託料2,245万4千円を計上しております。また、より安全・安心な保育環境の提供に向けて、町立保育所の保育室に記録用カメラを設置するための費用として、第12節 委託料で162万8千円を計上しております。

次に、94ページから95ページの第3目 児童保育費であります。新年度は6億2,888万6千円を計上しております。前年度と比較して2億7,035万8千円、75.4%の増となっております。この増額につきましては、本年4月に町内に二つの認定こども園が開園することに伴うものでございます。

予算の内訳は、町外の公立保育所入所委託料として624万2千円、町内の斑鳩黎明保育園、小規模保育所ほうりゅうじみなみ、レイモンド斑鳩こども園の保育認定、認定こども園法隆寺幼稚園の保育認定の入所委託料として4億5,989万8千円、レイモンド斑鳩こども園及び認定こども園法隆寺幼稚園の教育認定の入園委託料として1億6,274万6千円を計上しております。

次に、96ページから97ページの第5目 児童手当支給事業費であります。児童手当及びその給付に要する事務費として、新年度は4億9,794万1千円を計上しております。前年度と比較して4,096万2千円、9%の増となっております。この増額につきましては、本年10月分から、支給期間の高校終了までの延長、所得制限の撤廃等の制度改正に伴うものであり、制度改正に伴うシステム改修業務委託料として、第12節 委託料で209万3千円を計上しております。

最後に98ページから99ページの第3項 災害救助費であります。第1目 災害救助費で、前年度と同額の2千円を計上しております。万一の災害の発

生に備え、早急な対応を図るための名目予算となっております。

以上で、第3款 民生費のうち、住民生活部が所管する予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

ここで1時10分まで休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

委員長

再開します。

説明が終わりましたので、第3款 民生費について質疑をお受けします。

溝部委員

溝部委員

一般会計予算書の77ページ、18番の負担金補助及び交付金で、社会福祉協議会に補助金として、いつも計上していただいていると思うんですけども、今回、監査報告を読ませていただいたんですけども、監査委員さんからいろいろとご指摘があったかなと思うんですけども、それについて、斑鳩町としてはどういうふうに考えて、これからどういうふうな形で関わっていくとか、どういうふうに思ってもらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいなと思うんですけども。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

今回、議会の資料の中で、報告第1号の監査結果の報告についてという中で、財政援助団体等監査結果報告書を、今回は令和5年度は斑鳩町社会福祉協議会にされた、この監査結果を受けてということだと思うんですけども、この斑鳩町監査委員さんがですね、令和5年11月16日に実施をされました斑鳩町社会福祉協議会への監査の結果報告書についてで、これを町として読ませていただきまして、斑鳩町社会福祉協議会はですね、斑鳩町における社会福祉事業などの健全な発達や社会福祉活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的に、日々様々な事業を実施していただいておりますけれども、その

運営に当たり、事業を実施する財源におきまして、毎年基金等の取り崩しも行っており、報告書にも書かれていますように、今後、自主財源の確保も必要ではないかとの感想を持ったところでございます。

町といたしましては、今年度より斑鳩町職員を1名、社会福祉協議会に派遣をいたしまして、社会福祉協議会職員についても1名を斑鳩町福祉課へ派遣する人事交流を実施しておりまして、これらの事業も含め、社協との連携を深め、今後も支援を継続する中で、社会福祉協議会の体制づくりを考えてまいりたいと考えております。

報告書の最後の、報告書に沿える意見にも監査委員が書かれていますように、社会福祉協議会には、行政、住民及び福祉関係者等とともに、地域の福祉課題生活課題の予防及び解決に取り組み、真に支援を必要とする人に福祉サービスを積極的に提供することができる福祉のまちづくりのために取り組んでいただきたいと書かれておりますように、町といたしましても、そういうふうを考えているところでございます。

溝部委員

ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、福祉の細かいところを取組んでいただいている大切な事業だと思いますので、ただその独立した団体だとも思いますので、どのように斑鳩町が関わっていくかというのはちょっと私も分かりませんが、住民さんがまたサービスをしっかりと受けれるように、支援できるところは支援してほしいなというふうに思います。

95ページ、12番委託料の下から3行目の保育士派遣業務委託料というところが、前年度の予算よりもちょっと大きくなっているかなと思うんですけども、ここについて、増額の理由というのをちょっと教えていただけたらと思います。

委員長

中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

保育士の派遣につきましては、町立保育園のほうで、令和5年度から本格的に派遣保育士のほうを雇用させていただいておりまして、こちら、当初予算との比較では大幅に増加しているんですけども、令和5年度9月で補正させていただいておりまして、令和5年度の予算現額が2,770万3千円となって

おります。現在7名派遣の保育士の方に来ていただいております。来年度につきましては、5名で計上はさせていただきます。

主に派遣保育士の方に担っていただいている部分というのは、どうしても町立保育園が7時30分から、夜の8時まで開園していることから、正職員とあとフルタイムの保育士につきましては、ローテーション3交代で勤務をしています。早朝とか夜間については、なかなかローテーション勤務で回り切れなところとか、あと育児の時短勤務を取る職員等もおりますので、そういった働き方の改革といった面から、長時間の延長の保育を担っていただける方、また早朝だけ来ていただける方というのを、派遣保育士で今担っている状況になっております。

溝部委員 ありがとうございます。

委員長 ほか、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 予算書の79ページ、18節の介護職員の初任者研修の受講就労助成金ですね、こちらのほうは金額下がっているんですけど、実績としてはどういった感じですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 介護職員の初任者研修受講就労助成金の実績ですけれども、令和5年度現在、現時点であります、令和4年度に引き続き、助成実績はゼロでございます。

木澤委員 介護の担い手がなかなか減ってきているということで、こちらについても活用していただきやすいものをつくったのかなと思ったんですけど、この実績がゼロというのはどういうふうに理解したらいいでしょうか。

福祉課長 まず、この助成金はですね、現在介護施設等に就労していない方を対象として、県のほうからつくられた事業なんですけれども、町といたしましては、対

象者がそういう事業者に、まず相談であるとか、就労希望であるとかを話していく機会が多いのかなということで、昨年度に引き続きまして、介護事業者が集まっている機会を通してですね、斑鳩町としてもこういった事業をしております、相談があった場合は、こういった紹介をしていただいて、斑鳩町のほうにまた申請なり相談等をいただけたらということ周知啓発をしているんですけども、現実実績がゼロという状態です。

やはり事業者の方等とも話しているんですけども、やっぱり希望ある方というのが、何らかの過去に資格を持っていた方とか、経験のある方がほぼで、全く資格持っていない方の相談というのが、やはりなかなかないとのことで、この事業が対象者がそうなので、結果として、いろんな施策が県としてもされているんですけど、その中のこの一施策として、ちょっと実績が結果としてないという状況になっているのかなと思っております。

木澤委員　これ昨年の制度としてされているということですけど、制度始まって何年になりますか。

福祉課長　すみません。確定はないんですが、令和元年度からではないかと考えております。

木澤委員　分かる範囲で構いませんので、その間の実績って。

福祉課長　斑鳩町におきましては、令和2年度に1件あったのみでございます。

木澤委員　以前にもこれ質問させていただいたかなと思うんですけど、こういう制度を活用していただいて、介護の担い手が増えていただければいいなという思いではいたんですけど、なかなかこの制度としてはちょっと活用がないということであれば、また別の形でそのサポートしていただけるような方向性もありなのかなと。県でやっている制度ですので、また県のほうでも検討されるのかなと思いますけど、予算的には有効な使い方をしていただきたいなと思いますので、その点だけ、ちょっと意見申しあげておきます。

続いて、予算書95ページのところの保育園の記録用カメラですね。新たに

事業というか、設置をされるということで、実際に保育園でいろいろ全国的には事故なんかもあるので、設置をされることについて、私はいいのかなというふうには思うんですけど、もう一度その目的等を聞かせていただけますか。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 保育園の保護者の方が安心して子どもさんを預けていただける施設であるというところが一番大きいことなんですけれども、安全安心な保育環境を提供するというのと、あと日々の教育保育というのを保育士自身が振り返るツールとしても活用することができますので、そういったことで保育の質を向上させていくということも、このカメラ設置の目的としております。

木澤委員 活用はしていただければいいかなと思うんですけど、ひとつ気になったのは、その保護者の方に対して、もうすでにお話とかはされているんでしょうか。

子育て支援課長 保護者の方につきましては、この予算可決されましたら、また保護者会さん等にご説明のほうはさせていただこうとは考えています。今はまだしておりません

木澤委員 しっかりと理解もらってからスタートするのが必要かなと思いますので、お願いしておきます。

委員長 ほかがございませんか。 伴委員。

伴委員 79ページの18節 負担金補助及び交付金の一番上の老人クラブの助成金、これ昨年から下がって35万5千円が29万9千円になっているんですが、これ、僕のイメージからすると、老人クラブはしんどいというのはよく聞かれますけど、これ下がっているというのは、どんな、なぜこうなっているのか、ちょっと教えてください。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

令和6年度老人クラブの助成金、29万9千円が昨年と比較しまして、5万6千円下がっております。これのまず根拠といたしましては、老人クラブのこの助成金につきましては、三つの、三つといいますか、まずこの予算の積み上げに、クラブ数、クラブ数の中にも50人以上の適正クラブの数と30人から50人の小規模のクラブ数、さらに会員数が何人かというところで、単価が決まっております、それを積算することになります。

昨年、令和5年度と令和6年度を比較しまして、この50人以上のクラブが、人数が減少したことにより小規模になったということで1減と、小規模の30人から50人のクラブが、総数がさらにまた1減になったというところ。それと会員数が、令和5年度1,005人の登録者数が、819名になったというところで、その会員数の減に伴いまして、予算額としては5万6千円分が、縮小したということになります。

伴委員

今お聞きしまして、高齢化率が上がっているという中で、なかなかそのコミュニティが難しいのかなと思って聞いてたんですが、町として原因、なぜこう少なくなっている、小さくなっている。このあたり分かる範囲で何かありましたら教えてください。

福祉課長

老人クラブの会員の減少についてのご質問でございますけれども、昨今、この状況というのは、斑鳩町だけでなく他市町村、全国的にも同じような傾向があるとニュース等でも聞いております。

これらの原因として考えておりますのが、企業の定年年齢の延長、また再雇用が進んでおり、就労形態がかなり昔と比べて多様化し、高い年齢のところまで働かれている方が多くなっていること、また個人の個々の趣味とか機会づくり、仲間との付き合い方等、非常に多様化してきていると考えておりまして、組織に縛られたくないという理由から、個人でとか、また老人クラブ以外のグループ、サークル等、仲間同士の活動等をされている方が増えていることが大きな理由なのかなというふうに考えているところでございます。

伴委員 よう分かりました。結構です。

委員長 ほかがございませんか。 小城委員。

小城委員 81ページの19番扶助費の子ども医療費助成金のところなんですけど、8月から窓口負担がなくなるというところで、これに関して、今まであった、その業務量であったり、職員さんの負担というのは減るんですか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 今回の現物化が始まることで、役場の方の事務のほうはどうなのかということのご質問でございますが、現物化と申しますのは、窓口負担を今までしていた分につきまして、それを窓口で負担していただくことが、現物化ということでございますが、事務量としましては、今ではその自動償還でやっておりました分を、口座振り込みするというような事務がございましたが、そういった部分がなくなります。そういった、それ以外のいわゆる給付を行うという事務については残ってまいりますので、大きな事務の事務量が減るといふところの部分では、なっているところではございません。

小城委員 ということは、今までと変わらず、事務費というか、その費用というのは下がらないという認識でいいですか。

国保医療課長 こちらの事務として事務のかかってくる費用としては同等でありますけれども、いわゆる振り込み、連合会や支払基金といったところで自動償還から現物給付に変わるということの、そういった事務費用については若干変動がありますので、6年度につきまして、いわゆる手数料関係で増える結果となっております。

小城委員 はい、ありがとうございます。あとは、これまで質問もしてきて、なかなか県の条例改正であったり、そういうのが必要で、なかなかできないところがあって、その1個懸念としては現物支給をすることによって、医療にかかる回数

が多くなったり、そこに対する費用が多くなるんじゃないかという懸念がされたと思うんですけど、そのあたりで、万が一そんなことはないと思うんですけど、無茶苦茶医療にかかる方が増えて、国保に対する費用が増えた場合はどうするかって考えておられますか。

国保医療課長　　これまで6歳未満の未就学児につきましては、すでもう現物化が始まっております。そういった中で現物化が始まった段階で、費用的に大きく変わってきているかと申しますと、それについては医療を受けておられる人数というのは今までで大きな変化というのはございませんので、今後も18歳に拡大されたとしても、ご心配いただくような急激な増加というのは見込んではいないところでございます。

小城委員　　はい、ありがとうございます。そこに関しては理解いたしました。
続いてですね、87ページのふれあい交流センターいきいきの里のところの13の使用料のカラオケのところなんですけど、今、結構利用者まだたくさんおられて、機材はどんな感じ、最新のものなのかというのは分かりますか。

委員長　　中原福祉課長。

福祉課長　　現在、現時点でカラオケについてはまだ、コロナ禍以降まだ利用を止めております。機器についてはコロナ禍前の、ただ通信ですので、当然曲的なところとか、そういったのは絶えず、使い始めたら最新のものにはなっているものでございます。

小城委員　　微々たるものでありますけど、コロナ禍で、やってなかったから仕方ないけど、また再開ってなったら、利用していただけるような取組みというのは、ぜひともしていただきたいなと思います。以上です。

委員長　　ほかございませんか。　木澤委員。

木澤委員　　93ページのとこのマタニティ・子育てタクシーの基本料金の助成ですけ

ど、充実をされるということで、これはこれでいいと思うんですけど、ちょっと実績、今年度どんな感じか、教えてもらえますか。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 令和5年度の実績で、12月までで21件、3万3,640円の助成金額となっております。

木澤委員 4年度と比べたらどんな感じですか。

子育て支援課長 4年度は34件で7万2,830円の実績となっております。

木澤委員 以前から利用は思ったよりも伸びないなということで言ってきましたけど、充実をされるのは全然いいんですけど、その利用の促進についてはどんなふうを考えておられますか。

子育て支援課長 利用につきましては、現在も妊娠届時、母子手帳を交付するときに全ての方にこういった制度がありますよというご案内はさせていただいております。また保健センターのほうで訪問に行かれる際にも、こういった制度については周知をしておりますので、そのあたりにつきましては継続してさせていただきたいは思っております。

また、制度の内容変更につきましては、また広報紙、ホームページ等で周知を行っていく予定としております。

木澤委員 母子手帳発行の際とか、今までにも周知は、お知らせはさせていただいていたけど、なかなか皆さん、いうことでだったと思うんですけど、何ていうのかな、啓発の仕方として、もうちょっと何か制度を利用いただくのに促進できないかなと思ったんですけど。

子育て支援課長 こちらの制度については、乳幼児をお持ちの方とか、妊婦の方で、タクシーを利用されたときということですので、全ての方がタクシーを利用されている

わけではございませんので、ニーズ量がどれくらいあるのかというのはなかなかはかりにくいところはあるんですけども、実際、窓口等で今回拡大させていただいたのは、1歳までしか利用できない制度でありますので、どうしてもご家庭で子育てされている方で車をお持ちでない方については保健センターに来られるとき、3歳までぐらいは毎日、つどいの広場なども利用されておりますので、そういった場合にこれからも使いたいというお声もありましたので、今回拡大させていただいたということもございませぬ。

制度の周知につきましては、対象となる方全ての方に今お知らせしている状況ですので、また効果的な方法につきましては今後検討させていただきたいと思ひます。

委員長

これをもって第3款 民生費に対する質疑を終結します。

次に、第4款 衛生費について、説明を求めます。

栗本住民生活部長。

住民生活
部長

それでは、第4款 衛生費のうち、住民生活部が所管する各科目の予算につきましてご説明を申しあげます。着座にて失礼いたします。

一般会計予算書の98ページをお願いいたします。

はじめに、第1項 保健衛生費であります。98ページから101ページの第1目 保健衛生総務費では、新年度は1億4,775万1千円を計上しております。前年度と比較して146万7千円、1%の増となっております。主な予算の内容は、職員に係る人件費のほか、王寺周辺広域休日応急診療施設組合交付金と分担金などを計上しております。

次に、100ページの第2目 感染症予防費であります。新年度は1億2,053万円を計上しております。前年度と比較して807万4千円、7.2%の増となっております。子どもから高齢者まで、感染症の発生とまん延及び罹患後の重症化を予防するため、各種予防接種を実施してまいります。

新年度は、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防するため、満65歳以上の高齢者を対象に、新型コロナウイルス感染症予防接種を定期接種として実施し、接種費用にかかる費用の一部を助成するため、第12節 委託料で、新型コロナウイルス感染症予防接種委託料612万5千円を計上しており

ます。

次に、100ページから105ページの第3目 母子衛生費であります。新年度は7,080万6千円を計上しております。前年度と比較して2,707万8千円、61.9%の増となっております。

児童福祉法の改正により、健康対策課に設置の、子育て世代包括支援センターと、子育て支援課に設置の、子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持したうえで組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置し、さらなる支援の充実・強化に努めてまいります。また、精神障害を持つ保護者など、ケース内容が複雑化し、対応が困難な事例が増加していることから、ソーシャルワークを担う精神保健福祉士を会計年度任用職員として配置し、相談支援の強化を図るため、第2節 給料で235万5千円を計上しております。

さらに、こども家庭センターなどの関係機関と連携を図りながら、子どもの疾病等の早期発見と、保護者への育児の助言などを目的とする1か月児健康診査や、発達障害などの子どもの特性を早期に発見し、就学前までに必要な支援につなげるための5歳児健康診査を実施してまいります。

また、産後の心身ともに不安定な時期の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業では、出産後も安心して子育てができるよう、利用者負担の軽減を図るため、第12節 委託料765万8千円を計上しております。また、妊娠から出産・子育て期まで一貫した相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなげるため、第18節 負担金補助及び交付金で、出産・子育て応援給付金2,100万円を計上しております。

次に、104ページの第4目 健康増進事業費であります。新年度は6,136万円を計上しております。前年度と比較して127万1千円、2.1%の増となっております。がんの早期発見、早期治療を図るには、定期的に検診を受けることが重要となることから、各種がん検診、及び健康教育等の取組みをすすめてまいります。

また、歯周疾患検診の対象者を、現行の40歳以上に20歳と30歳を新たに加え、定期的な歯科検診の機会を通じて、歯と口腔の健康の保持・増進を図るため、第12節 委託料で271万5千円を計上しております。

また、健康寿命の延伸にむけて、地域全体で高齢者を支え高齢者が抱える

様々な健康課題に対応するため、引き続き、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に取り組んでまいります。

次に、106ページ、第5目 狂犬病予防費であります。新年度は49万5千円を計上しており、前年度と比較して11万3千円、29.6%の増であります。狂犬病予防集合注射に係ります費用の増額が主な要因であります。

次に同じく106ページ、第6目 火葬場費であります。新年度は2,860万4千円を計上しており、前年度と比較して265万7千円、8.5%の減であります。町営火葬場に係ります光熱水費及び火葬場周辺対策整備補償金の減額が主な要因であります。

今後も引き続き、施設の維持管理に努め、良好な稼働、運営を行ってまいります。

次に、同じく106ページから109ページ、第7目 環境対策費であります。新年度は431万1千円を計上しており、前年度と比較して707万5千円、62.1%の減であります。町有施設における効果的・効率的な太陽光発電等の再生可能エネルギー等の導入に向けた、再生可能エネルギー等導入調査業務委託料の減額が主な要因であります。

本調査業務結果を基に、公共施設における再生可能エネルギー等の導入に向け取り組むとともに、照明のLED化に向け、引き続き進めて参ります。

また、環境保全対策では、引き続き、河川の水質検査を実施するとともに、環境教室など環境問題について広く学べる機会の提供に努めてまいります。

次に、第2項 清掃費であります。はじめに、108ページ、第1目 清掃総務費であります。新年度では1,893万3千円を計上しており、前年度と比較して132万円3千円、7.5%の増であります。新年度におきましても、美化意識の向上を図ることを目的とした、いかるがの里クリーンキャンペーンや、自治会内美化キャンペーンなどの清掃活動を実施するとともに、監視センサーカメラを購入し、不法投棄・ポイ捨て対策に努めてまいります。

次に、同じく108ページから113ページ、第2目 塵芥処理費であります。新年度では4億4,652万円を計上しており、前年度と比較して1,098万5千円、2.5%の増であります。ごみの減量化・資源化の促進や高齢者等のごみ出し支援の充実、そして地域の集積所における課題の解決及び改善をはかるため、戸別収集体制の整備に向け取り組んでまいります。

また、年々、増加傾向にある事業系廃棄物の減量化・資源化を促進する取り組みを進めてまいります。

最後に112ページから115ページ、第3目 し尿処理費であります。新年度では1億1,404万7千円を計上しております。前年度と比較して、607万円、5.1%の減となっております。鳩水園の設備補修等を計画的に進め、適切な維持管理・運営に努めてまいります。

以上で、第4款 衛生費のうち、住民生活部が所管する予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第4款 衛生費について質疑をお受けします。奥村委員。

奥村委員 103ページのこども家庭センターの運営ですけれども、このこども家庭センターは、今あるものを何か変えるとかいう、仕組みを変えるとかということではなく、このままの体制でこども家庭センターとうたわれていくということでしょうか。

委員長 徳田健康対策課長補佐。

健康対策課長補佐 こども家庭センターのほうなんですけれども、今ある子育て世代包括支援センターと、児童福祉のほうになります家庭総合支援拠点のほうが合体しまして、ひとつの機能として動くことになっております。

今もう連携等をはかっているんですけれども、より連携を強化するために法に則って実施していくというふうな形になっております。

奥村委員 はい、ありがとうございます。それでは同じく103ページの1歳6か月、2歳6か月、3歳児健診、5歳児健康診査というところなんですけれども、これもこのときに健康診査に來れなかった方へのフォローというのはどういうふうにされていくのでしょうか。

健康対策 健診の未受診者に対しましては、再度ご案内のほうさせていただきます。

課長補佐 別月の健診の機会、ほぼ2か月後になるんですけども、そのときに再度来ていただいている方がほとんどとなっております。その機会を逃された方にどうしても健診のほうに来れないという方につきましては、別日に保健センターの方にお越しいただき確認させていただいたり、医療機関で受診された結果を参考にさせていただきながら対応はしておりますので、今のところ把握できていない方はいらっしゃらないです。

奥村委員 それとですね、今回の5歳児健診というのが追加されておりますけども、これは就学前にお一人お一人の状態を確認していく。問題が発見されるかどうかというところ辺だと思っておりますけども、もし問題が発見されたときに、どのような支援につなげていこうと思われておりますでしょうか。

健康対策
課長補佐 5歳児健診につきましては、令和6年度からの新規事業になります。こちらのほうは5歳児となっているんですが、実際対象となるのは、年中児のお子さんになります。その段階で、もし療育等が必要となった場合は、年長の1年間をかけて療育等を利用していただいて、そのままの就学につなげられるようにということで考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 予算書105ページ、先ほど部長のほうからも説明あったんですけど、その歯周疾患の検診ですね。新たに20歳、30歳になる人も対象とするということですけど、これの意図、目的を、もうちょっと教えてもらえますか。

委員長 徳田健康対策課長補佐。

健康対策
課長補佐 歯周疾患検診のほうは、国のほうにおきましても、重要度は増しておりますが、より早期に今40歳以上の方を対象にしておりますが、その時点でもう歯周疾患を患っている方がかなりおられますので、そういった意味でも、より早期からということで取り組んでいくことになりまして、6年度は20歳、30歳の方を対象に実施するということになっております。

木澤委員 通常、歯医者さんに行ってはると思うんで、その啓発をしますとかいうんやったら分かるんですけど、その検診もするというのが、それは当然必要なことなんですけど、もうひとつ、ちょっとじっくりこないんですけど。

健康対策
課長補佐 20歳、若い方でもご自身で予防的に歯科医のほうに通われている方はおられるかと思うんですけども、まだ受診されていない方もいらっしゃいますので、制度としてこういった検診をつくることで、それをきっかけにまた定期的に通っていただければというふうに考えております。

木澤委員 実施していただくのは別に悪いことじゃないので、反対でも何でもないんですけど、そうですね、よく歯医者さんが怖い人とかいうふうに聞きますんで、そういった方はこちらのほうに来ていただいて、ちょっと確認していただくとかいうことにつながっていけばいいのかなと思いますんで、ちょっとよく分からなかったんで。はい、お願いしました。

そしたら、続きましてですね、補償の関係のことをお聞きしたいと思うんですけど、火葬場と最終処分場とし尿処理場と、この間ずっと補償を続けてきて、そろそろやっぱりめどをつけていくということで、この間、議論させていただいているんですけど、それぞれ場所場所によってお話ししていただいていると思いますけど、そのお話の状況とか進行具合というのはどんな感じでしょうか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 衛生施設の建設に伴います周辺対策事業の現状でございますけれども、まず衛生処理場の周辺対策といたしましては、令和6年度、来年度に整備を予定しております事業をもって終了という状況ではございます。

また鳩水園の周辺対策事業につきましては、現在残事業が3事業残っておりまして、神南自治会ですね、につきましては、平成31年4月1日その3事業をもって事業終結という形の覚書を交わしております。

この3事業につきましては、自治会のほうで、自治会内のほうで協議を、調

整をしていただいておりますが、なかなか進捗がないということで、現在残っていると状況でございます。

また最終処分場、それから火葬場に係ります周辺対策事業でございますけれども、東里自治会と現在の残事業の整理作業のほうを自治会と行っており、その整理作業が終わりましたら、最終的に事業をどういった事業で進めていくかという協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

また白石畑の自治会に対しましても、他の周辺対策事業の状況をお伝えする中で、終結に向け取り組んでおるところでございます。

ただやはり周辺対策の関係、地元感情ございますことから、拙速に進めるということはなかなか難しい状況でございますので、今後も引き続き地元のほうにご理解いただけますよう、粘り強く説明をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

木澤委員

今、報告いただく中やと、火葬場周辺対策の関係が整理作業に入らなくなったということなんで、一定、お話としては理解していただいているのかなという感じで受け止めたんですけども。あと以前、この話させていただいてるときに、衛生処理場についてはもう令和6年度で終了するということと、あとし尿処理場の関係でいうと3事業残っているということで、ただそれがなかなかちょっと自治会の中で話もされてて、項目としては上がってきてない状況で、これがだから残ってしまっていくという形になると、以前、だからよそはもうこういう形で終わりましたよということで、最終処分場なり火葬場なりの周辺対策をして、お話を持っていくというようなことを言うてはったと思いますんで、拙速には進めるわけにはいきませんが、一定めどとしてですね、し尿処理場の分がずっと残り続けると、その話を持っていくのに、なかなか持って行きづらいのかなと思いますけど、そこのところはどんなふうに考えてはりますか。

環境対策
課長

おっしゃるように、なかなか事業が進まない状況の中で、施設があるからといって、いつまでも周辺対策事業を継続するというのはどうかということでございますので、ある一定の期間、何年という区切りはちょっと今申しあげられませんが、やはりこのような状況が続く中、継続しましたならば、やは

り地元のほうにはご説明をさせていただいて、早期終結に向けてですね、お話を進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかございませんか。小城委員。

小城委員 101ページの18の子ども・妊婦インフルエンザワクチン接種費用助成金なんですけど、今年から始まって、その間どれぐらいの実績あったかというのは、分かりますか。

委員長 徳田健康対策課長補佐。

健康対策
課長補佐 こちらは今年度から実施させてもらっている分です。接種人数のほうは、今、1,525件になっております。助成率としては26.4%の現状になっております。

小城委員 ありがとうございます。1件当たり、助成幾らでしょうか、助成金。たぶんちょっとほかの市町村より高かったと思いましたが。

健康対策
課長補佐 助成金額は1人当たり2千円になっております。

小城委員 たぶん今年初めてで、たぶん、興味を持たれている方も多いでしょう。いまだったら周知をされ、分かり切っていない方もおられるのかなというところもあるんで、ぜひとも引き続き続けていっていただきたいなというのと、やっぱりこれをやってもなかなかインフルエンザの流行止められないのかなとは思いますが、引き続きやっていただければと思います。

続いてですね、103ページの18番の一般不妊治療の助成金のところなんですけど、たぶん、結構保険適用になったりとかして、助成出してない所があるんですけど、斑鳩町は出しているということで、非常にいいのかなと思うんですけど、これの利用実績といいますか、実績を教えてくださいなと思います。

健康対策 一般不妊治療の助成のほうなんですけれども、こちらのほうが令和4年の4
課長補佐 月1日から保険適用になることにともないまして、助成のほうも保険適用外の
治療のみを対象とさせていただきます。

その加減もありまして、本年度の実績は今3名ということになります。

小城委員 そうですね。たぶんこれの保険適用外のところで、多分1件当たり7万円だ
ったかなと思うんですけど、それって利用者の方々とお話しされていると思う
んですけど、それが果たして多いのか少ないのかというのは、どうなんですか
ね。

健康対策 助成の金額につきましては、その方によってかなり差があるんですけど
課長補佐 も、今回一般適用外になっているということで、範囲は一般不妊治療というこ
となので、それにかかった費用は全て助成させてもらっているような形になっ
ています。

小城委員 これも引き続き町独自やと思うんで、引き続きやっていただければと思いま
す。よろしく申し上げます。以上です。

委員長 ほかがございませんか。

(な し)

委員長 これをもって第四款 衛生費に対する質疑を終結します。
次に、第6款 商工費について、説明を求めます。 栗本住民生活部長。

住民生活 それでは、第6款 商工費のうち、住民生活部が所管いたします予算の概要
部長 につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の122ページをお願いいたします。第6款 商工費、第1項 商
工費、第1目 商工総務費であります。123ページ、第18節 負担金補助
及び交付金で、斑鳩町シルバー人材センターへの支援として昨年と同額の1,
254万9千円を計上しております。

高齢者の豊かな経験と技能を生かすとともに、働く機会の充実や活動の場づくりを促進するため、シルバー人材センターの活動に対し支援を行います。

以上で、第6款 商工費のうち、住民生活部の所管に係ります予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。
2時20分まで休憩します。

(午後2時01分 休憩)

(午後2時20分 再開)

委員長 再開します。
議案第23号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

住民生活 部長 それでは、議案第23号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民生活 部長 着座にて失礼いたします。
それでは、特別会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。
予算総則を朗読をいたします。

(予算総則朗読)

住民生活
部長

初めに、本特別会計の予算総額であります。歳入歳出それぞれ27億8,090万円となっております。

前年度と比較をして2億1,550万円、7.2%の減となっております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容をご説明申し上げます。予算書の8ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算につきまして、ご説明を申し上げます。第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税であります。新年度は4億8,469万8千円を計上しております。前年度と比較して2,694万2千円、5.3%の減となっております。予算の内訳は、第1目 一般被保険者国民健康保険税で4億8,388万4千円、第2目 退職被保険者等国民健康保険税で81万4千円となっております。

次に、第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料であります。保険料の督促事務に係る手数料として20万円を計上しております。

次に、10ページをお願いいたします。第3款 県支出金であります。

はじめに、第1項 保険給付費等交付金であります。新年度は20億6,339万円を計上しております。第1目 保険給付費等交付金、第1節 保険給付費等普通交付金では、本町の療養諸費や高額療養費など保険給付に充てる財源であり、これに20億2,951万3千円を、また、第2節 保険給付費等特別交付金では、医療費通知や第三者求償事務などに対する保険者努力支援制度交付金や特別調整交付金、県2号繰入金、また特定健康診査の負担金などで3,387万7千円を計上しております。

次に、第2項 財政安定化基金支出金であります。市町村の国民健康保険財政に赤字が生じた場合や、災害等やむを得ない理由により収入が減少した場合、県において造成される同基金から資金の貸し付け又は交付を受けることができるもので、千円を計上いたしております。

次に、第4款 財産収入、第1項 財産運用収入であります。第1目 利子及び配当金で、財政調整基金に係る利子千円を計上しております。

次に、10ページから13ページにかけて、第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金であります。第1目 一般会計繰入金で、新年度は2億2,860万7千円を計上しており、前年度と比較して1,993万2千円、9.6%の増

となっております。保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金など法定繰入金を計上いたしております。

次に、第6款 繰越金、第1項 繰越金であります。第1目 繰越金で、前年度と同額の千円を計上しております。

次に、第7款 諸収入であります。はじめに、第1項 延滞金加算金及び過料、第1目 延滞金で200万円を計上しております。

次に、第2項 雑入では、新年度は200万1千円を計上しております。

主に、交通事故等の第三者行為による返納金の受け入れとして、一般被保険者第三者納付金で150万円を計上しております。また、雑入では、口座振替受付サービス事業補助金として40万円を計上しております。

最後に、14ページ、第3項 療養費等指定公費返還金では、第1目 療養費等指定公費返還金で千円を計上しております。この返還金は、過年度分の対応のため計上させていただいております。

続きまして、歳出予算につきまして、ご説明を申し上げます。16ページをお願いいたします。

初めに、第1款 総務費であります。はじめに、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、新年度は4,163万円を計上しております。前年度と比較して1,729万5千円、71.1%の増となっております。増の主な理由は、マイナ保険証の実施に係ります国保システム改修委託料の増によるものであります。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び被保険者証の発行や資格管理などに係る事務経費であります。

次に、第2目 国民健康保険団体連合会負担金であります。これは、国民健康保険団体連合会の運営に対する負担金であり、新年度は126万5千円を計上しております。

次に、第3目 共同事業負担金であります。国保事務支援センターで行う国保事業の共同化に対する負担金で390万円を計上しております。

次に、18ページ、第2項 徴税费、第1目 賦課徴収費であります。新年度は1,214万3千円を計上しております。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託など、電算委託料などの費用でございます。

次に、第3項 運営協議会費、第1目 運営協議会費では28万8千円を計

上しております。国保運営協議会の開催に係る委員報酬と、新年度から会議録作成のための筆耕翻訳料を計上しております。

続きまして、第2款 保険給付費であります。初めに、第1項 療養諸費では、新年度は17億7,214万円を計上しており、前年度と比較して8,571万9千円、4.6%の減となっております。その内訳は、第1目 一般被保険者療養給付費17億5,308万5千円、20ページに移りまして、第2目 一般被保険者療養費1,345万9千円、第3目 審査支払手数料で559万6千円を計上しております。退職者医療に係ります費目につきましては、退職者医療制度が令和6年度から廃止されましたので、廃目としております。

次に、第2項 高額療養費であります。新年度は2億5,081万3千円を計上しており、前年度と比較して1,788万1千円、6.7%の減となっております。その内訳は、第1目 一般被保険者高額療養費で2億5,040万円、第2目 一般被保険者高額介護合算療養費で41万3千円となっております。第1項療養諸費と同じく、退職者医療に係る費目は廃目となっております。

次に、22ページ、第3項 移送費であります。新年度は、第1目 一般被保険者移送費で5万円を計上しております。第1項 療養諸費と同じく、退職者医療に係る費目は廃目となっております。

次に、第4項 出産育児諸費では、前年度と同額の1,050万5千円を計上しております。内訳は、第1目 出産育児一時金で1,050万円、第2目 支払手数料で5千円であります。

次に、第5項 葬祭諸費、第1目 葬祭費では、前年度と同額の150万円を計上しております。

次に、24ページ、第6項 傷病手当金、第1目 傷病手当金であります。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金として5万円を計上しております。

次に、第3款 国民健康保険事業費納付金では、新年度は6億5,217万1千円を計上しております。前年度と比較して1億2,908万5千円、16.5%の減となっております。

はじめに、第1項 医療給付費分は4億3,020万1千円であります。内訳は、一般被保険者医療給付費分4億2,894万5千円、退職被保険者等医

療給付費分 1 2 5 万 6 千円であります。

次に、第 2 項 後期高齢者支援金等分では 1 億 6, 8 0 3 万 7 千円を計上しております。

次に、2 6 ページ、第 3 項 介護納付金分であります。新年度は 5, 3 9 3 万 3 千円を計上しております。

次に、第 4 款 財政安定化基金拠出金であります。災害等やむを得ない理由により収入が減少したことなどで、県において造成される同基金から資金の交付が市町村にあった場合、その基金を補填する財源は各市町村が負担することとなっているため、名目予算千円を計上したものであります。

次に、第 5 款 保健事業費であります。第 1 項 保健事業費では、新年度は 2 5 5 万 4 千円を計上しております。

その内訳は、第 1 目 人間ドック健診受診費用助成費で 2 4 0 万円、第 2 目 医療費適正化対策費で 1 5 万 4 千円であります。

次に、第 2 項 特定健康診査等事業費、第 1 目 特定健康診査等事業費で、新年度は 1, 9 4 4 万 6 千円を計上しております。前年度と比較して 3 6 8 万 8 千円、1 5. 9 % の減となっております。

新年度では、特定健康診査対象者を 4, 0 1 3 人と見込み、受診率 4 0. 0 % として、特定健康診査委託料 1, 6 2 6 万 7 千円を計上するとともに、特定保健指導業務委託料等を計上しております。

次に、2 8 ページ、第 6 款 基金積立金であります。収入超過となった場合に、基金に積み立てることとなりますので、名目予算千円を計上しております。

次に、第 7 款 公債費であります。第 1 項 一般公債費、第 1 目 利子で、前年度と同額の 1 0 万円を計上しております。第 2 項 財政安定化基金償還金では、同基金への返還について、新年度での償還はないことから、費目の設定として名目の予算を計上したものでございます。

次に、3 0 ページ、第 8 款 諸支出金、第 1 項 償還金及び還付加算金では、新年度は 2 3 4 万 1 千円を計上しております。その内訳は、第 1 目 一般被保険者保険税還付金で 2 3 4 万円、第 2 目 償還金で千円となっております。

次に、第 2 項 療養費等指定公費立替金、第 1 目 療養費等指定公費立替金

であります、千円を計上しております。歳入予算で説明申しあげたとおり、療養費等指定公費返還金に対する費用として設けているものでございます。

最後に、第9款 予備費では、前年度と同額の1千万円を計上しております。

以上で、議案第23号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計予算について、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 令和6年度に向けてですね、国保税の改定も行われるということで、それぞれのモデル世帯の影響額について、資料提出していただいていますので、その説明をまずお願いします。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、税率改正によりまして、どういった影響がでますかということでございますが、まず資料の表の上段の部分でございますが、加入者が年齢40歳から64歳までの介護分の必要となる世帯でございます。例えば所得が100万円の単身世帯でございましたら年額で1,700円の減、非課税世帯の場合でございますと、夫婦が介護分の対象となる世帯でございましたら年額で600円の減となると試算しております。

またその下の3番の加入者が40歳未満、または65歳以上の介護分が必要とならない世帯でございますと、所得が100万円の単身世帯では年額の変更がございませんでした。

次に、2人世帯では1,100円の増額になると試算しております。

今回の改正につきましては、いわゆる後期支援分、介護分と所得割、平等割、均等割を改正しているものでございますので、個々の所得によりましては、改定額は異なってまいります、全体として平均いたしますと介護分は必

要となる世帯では、単身世帯では0.6%の引き下げ、2人世帯では0.2%の引き下げ、また介護分が必要とならない場合の世帯につきましては、単身世帯で0.3%、2人世帯では0.9%の引き上げということになっているところでございます。

木澤委員　　ちょっと早くてよく分からなかったところもあるんですけど、今回介護分については引き下げになるということで、これはどういった状況から、そういうことになったんでしょうか。

国保医療課長　　奈良県が算定します保険料につきましては、令和6年度に必要となってくる医療に要する給付費用を推計する中で、それに対する収納必要な保険料を算定し、市町村がその必要となる保険料率を国の示しております算定式に基づきまして、標準保険料率を割り出しております。

令和6年度、こうして算定された保険料率のうち介護納付金については、当初、県が単位化スタートした時点よりも、想定したよりも低くなっていますが、奈良県全体で見ましたときに介護保険納付金として支払う部分は少なくなっているということに原因があると考えております。

木澤委員　　例えば斑鳩町で言うと、今回、介護保険の計画が第8期から9期に変わるにつれて、給付は若干伸びるということですけど、保険料としては、基準額でマイナスというような状況があって、国保のほうで介護の中のことは分析されていないと思うんですけど、県全体としてそういう傾向があったということで理解してよろしいんでしょうか。

国保医療課長　　いわゆる介護保険への各保険者からの支援となる介護納付金につきましてはいわゆるそういった全体として給付、介護給付がどれだけあるかを見る中で、保険者に割り当てられるものでございますので、奈良県の国保の特会の予算を見させていただく中でも、納付金につきましては、下がってきていると。

ただ、全体としてそれが下がってきたからといって、ずっと下がり続けるかどうかというのは、その年度の精算とかいう部分も、給付の精算とかもありますので、そういった部分で上がり下がりがありますけれども、6年度につきま

しては下がるということで今算定されている中で、率も下がるという形になったと考えております。

木澤委員　これ予算書を見せていただきますと、令和5年度、県から示されてきた納付金が7億8千万円程度だったのに対して、令和6年度だと6億5千万円程度に大きく減ってきてます。ただ、医療費のほうは伸びるというふうに見てはると思いますんで、ちょっと比較をしたいんですけど、医療分後期分で上がると思うんですけど、その総額と減る分の介護分ですね、その金額、分かるようやったら教えてほしいんですけど。

国保医療課長　今おっしゃっていただいておりますのは、奈良県、町としての数字でございますか。

納付金としましては、今予算に上げてさせていただいておりますように、医療分で1億2,800万2900・円が減っています。5年度に比較して、それだけの減額になっております。後期については、納付金につきましては108万7千円、介護分につきましては17万円の減額というところでございます。

木澤委員　あとそしたら、医療費の1人当たりの金額ですね、令和6年度ではどういうふうに見込んであるんでしょうか。

国保医療課長　医療費の全体としましては、令和5年度の給付の見込み、いわゆる医療費全体として費用額を見ましたときに、見込みとしましてだいたい45万8千円ぐらいになってくるのではないかと見込んでおります。

ただ、令和6年度につきましては、それまでの令和3年度、4年度につきましても、給付につきましては大きな減少がないということも含めまして、令和6年度でも被保険者数というのは減少していますものの、給付についても1人当たりの医療費の減少は少ないものと考えて、今予算のほうを計上させていただいております。

木澤委員　予算書の9ページなんですけど、年々、この間、国保の加入人数、世帯については減ってきていると、傾向があったんですけど、人数については、5年度

から6年度にかけて減っているんですけど、世帯数は増えている状況なんです。これはなんでこういうことになるのでしょうか。

国保医療
課長

これにつきましては、令和5年度の世帯数を見込む中で、団塊の世代での大きな異動というのが考えられるところでありましたので、そういった分も含めまして、減少についてはちょっと大きめに見ておったんですが、実際に動きの中で減少数が、世帯としての減少は少なかったということで、今年度の見込み数については、こういった形になっているところでございます。

木澤委員

あと、県全体の会計の中の、令和4年度決算で基金がどうなっているかというのも教えてほしいんですけど。

国保医療
課長

令和4年末での奈良県の国民健康保険特別会計での基金の残高というのは、40億8千円になっていると聞いております。

木澤委員

あとですね、先日、厚生常任委員会のほうに資料として提出していただいていたんですけど、収納率の関係ですね。もともと市の97%で、町村が99%やった。2%なんで町村が多いのかということで私、この間、申しあげてきたんですけど、それについては県も若干改善をするということで、市の収納率についてもいらってはったと思うんですけど、そこは県はどういうふう考えているのか、町のほうでつかんでいたら教えてほしいんですけど。

国保医療
課長

令和6年度の保険料統一に合わせて、市部の収納率の基準というのを97から98%に引き上げられております。そういった中で、奈良市につきましては、母数が一番多いということもございますので、97%をスタートに、3年程度を目安に98まで引き上げる努力をしていただく中で、98に揃えていくと、最終的には市町村、全市町村が同じ収納率になるように持っていきたいという形で考えておられるということでございます。

木澤委員

分かりました。最終的にやっぱりきちんと同じにしてもらわないと、なぜその町村だけ負担率が高いのかというのは、問題だというふうに思いますの

で、県としてはそれを改善していこうとしているということであれば、方向性については理解しておきたいと思います。

あとですね、今回につきましても、介護分では下がってきている影響が大きいですが、やはり医療分、後期分ですね、だから介護分がかからないところでいうと、結構負担がやっぱり大きくなってきているというふうに思うんです。県は統一保険料率にするということで、町もそれに合わせていくということでやってますが、これまでも申しあげてきましたように、やっぱり被保険者で、給付費分を賄うような負担の重さだと、制度としても持続していかないでしょうし、被保険者としてももう負担が耐え切れないという状況が続くと思うんです。

町は独自にその保険料、うちでいうたら保険税率ですね、設定はできますけど、やはりこれは県に合わせていくということで町は考えていく、今後も考えていくんでしょうか。

国保医療
課長

これにつきましては、奈良県の運営方針というひとつの国保、法に基づいたもので設定されていますので、これに従って斑鳩町側も進めていくということで考えております。

木澤委員

以前、累積赤字があるときに、一般会計からの繰り上げを行ってきましたが、国のほうも、県のほうもそれはするなということでは来てますが、法律では禁止されていないわけですね。やはり、被保険者の負担が高過ぎるところは、どこかでやっぱり国、県、町、私は三者協力して、その負担を低くするような支援をしていく必要があるというふうに考えますが、今後、町として、以前のような形ではないにせよ、何らかのやっぱり一般会計からの繰り入れをしていくというようなことを検討してほしいと思いますが、それについては今の時点ではどういうふうに考えておられますでしょうか。

国保医療
課長

今現時点で申しあげますと、いわゆる大きな赤字を抱えておりましたが、3年度4年度の決算の中で、大きく赤字を解消することができ、一定の解消のめどが立ったという考え方の中で、今、繰り入れのほうはなくなった、しておらない状態ですので、そういった収納努力などを続ける中で、いわゆる完全な解

消を今現時点では目指していきたいと考えております。

木澤委員　あとは、県のほうが保険者になってですね、統一するということで、料金と減免制度についても統一されましたけど、やっぱり被保険者の負担を軽減していくと、もともと知事会のほうはですね、この国保制度についてはもう破綻しているということで、国からの財政導入を要望してきたという経緯はありましたけど、県として独自にそうした財政的な措置を行って、被保険者の負担を軽減していくという考え方なんかというのは示されていないんでしょうかね。

国保医療課長　今、現時点で一般会計、奈良県の一般会計からの国民健康保険の特別会計については繰り入れをされております。それはご存じいただいているとおりでございますが、その制度が6年度から統一保険料でいく中で、その繰り入れについても、また状況を鑑みながら検討していくということも若干考えられているようでありますので、そういった部分でも、支援がまた今後考えられるところではあるのではないかと考えております。

木澤委員　一定、行っているのかもしれませんが、やっぱり被保険者の負担がどんどん大きくなってきてますんで、私は、県だけじゃなくてですね、国また町のほうでも、一般会計からの繰り入れも含めてですね、財政支援ができるような形を考えていただきたいなというふうに思います。

やっぱり今回被保険者の負担増になりますんで、私としてはやっぱりこの会計については賛成いたしかねますということを申しあげておきます。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　これをもって、国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結します。

続きまして、議案第24号 令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

住民生活
部長

それでは、議案第24号 令和6年度 斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきまして、ご説明申しあげます。

まず、議案書の朗読をいたします。

(議案書朗読)

住民生活
部長

着座にて失礼いたします。

それでは、特別会計予算書の39ページをお開きいただきたいと思います。

予算総則を朗読をいたします。

(予算総則朗読)

住民生活
部長

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容をご説明をいたします。

予算書の46ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、歳入予算につきまして、ご説明申しあげます。第1款 保険料であります。第1項 介護保険料では、第1目 第1号被保険者保険料で、新年度は5億1,518万4千円を計上しております。前年度と比較して242万3千円、0.5%の増となっております。65歳以上の第1号被保険者に係る保険料となっており、現年度保険料については、特別徴収分を92.5%、普通徴収分を7.5%として計上しております。

次に、第2款 使用料及び手数料であります。第1項 手数料では、第1目 督促手数料で、前年度と同額の3万円を計上しております。

次に、第3款 国庫支出金であります。第1項 国庫負担金では、第1目 介護給付費負担金で、新年度は4億4,975万8千円を計上しております。前年度と比較して448万7千円、1.0%の増となっております。

48ページをお願いいたします。第2項 国庫補助金では、新年度は1億5,343万8千円を計上しております。前年度と比較して207万7千円、1.3%の減となっています。その内訳は、第1目 調整交付金で1億421万6千円、第2目 総合事業調整交付金で357万5千円、第3目 地域支援

事業交付金の包括的支援事業・任意事業分で2, 448万2千円、第4目 地域支援事業交付金の総合事業分で1, 702万1千円、第5目 保険者機能強化推進交付金で175万7千円、第6目 介護保険保険者努力支援交付金で238万7千円を計上しています。

次に、48ページから51ページの第4款 支払基金交付金であります。

第1項 支払基金交付金で、新年度は6億9, 293万4千円を計上しております。前年度と比較して207万4千円、0.3%の増となっております。

40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するもので、その内訳は、第1目 介護給付費交付金で6億6, 995万5千円、第2目 地域支援事業交付金で2, 297万9千円を計上しております。

次に、第5款 県支出金であります。第1項 県負担金では、第1目 介護給付費負担金で、新年度は3億5, 667万円を計上しております。前年度と比較して96万8千円、0.3%の減となっております。

次に、第2項 県補助金では、新年度は2, 288万円を計上しております。前年度と比較して54万5千円、2.3%の減となっております。

その内訳は、第1目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分で1, 224万1千円、第2目 地域支援事業交付金の総合事業分で1, 063万9千円を計上しております。

52ページをお願いします。次に、第6款 財産収入であります。第1項 財産運用収入では、第1目 利子及び配当金で、新年度は、前年度と同額の15万8千円を計上しております。

次に、第7款 寄附金であります。第1項 寄附金で、前年度と同額の千円を計上しております。

次に、52ページから55ページの第8款 繰入金であります。第1項 一般会計繰入金では、新年度は4億5, 141万1千円を計上しております。前年度と比較して1, 131万円、2.6%の増となっております。

その内訳は、第1目 介護給付費繰入金で3億1, 016万5千円、第2目 地域支援事業費繰入金の包括的支援事業・任意事業分で1, 336万1千円、第3目 地域支援事業費繰入金の総合事業分で3, 024万1千円、第4目 地域支援事業費繰入金の高齢者保健事業と介護予防の一体的事業で1, 003万3千円、54ページにお移りいただきまして、第5目 その他一般会計繰入

金で5,939万4千円、第6目 低所得者保険料軽減繰入金で2,821万7千円を計上しております。また、第2項 基金繰入金では、第1目 介護保険給付費準備基金繰入金で、前年度と同額の8千万円を計上しております。

次に、第9款 繰越金であります。第1項 繰越金で、前年度と同額の100万円を計上しております。令和5年度に還付、償還できない保険料について、新年度に繰り越すものであります。

次に、54ページから57ページの第10款 諸収入であります。第1項 延滞金加算金及び割引料では、前年度と同額の1万2千円を計上しております。その内訳は、第1目 過料で千円、第2目 第1号被保険者延滞金で1万円、第3目 第1号被保険者加算金で千円を計上しております。

56ページ、第2項 雑入では、新年度は82万4千円を計上しております。前年度と比較して9万6千円、13.2%の増となっております。

その内訳は、第1目 滞納処分費、第2目 弁償金、第3目 違約金及び延納利息、第4目 第三者納付金、第5目 返納金で、それぞれ千円、第6目 納付金で4万9千円、第7目 雑入で77万円を計上しております。

58ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算であります。第1款 総務費であります。

第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、新年度は3,455万円を計上しております。前年度と比較して435万5千円、11.2%の減となっております。介護保険事務に関わる職員の人件費、国民健康保険団体連合会への負担金などに係る費用等を計上しております。

次に、第2項 徴収費では、第1目 賦課徴収費で、新年度は187万9千円を計上しております。前年度と比較して3万円、1.6%の減となっております。介護保険料の決定通知や納付書等の送付などに要する費用等となっております。

次に、60ページをお願いいたします。第3項 介護認定審査会費では、第1目 介護認定審査会費で、新年度は2,264万9千円を計上しております。前年度と比較して61万3千円、2.8%の増となっております。

次に、第4項 趣旨普及費では、第1目 趣旨普及費で、新年度は20万4千円を計上しております。

次に、60ページから63ページの第5項 介護保険運営協議会費では、第

1目 介護保険運営協議会費で、新年度は8万円を計上しております。

次に、第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、第1目 地域包括支援センター運営協議会費で、新年度は8万円を計上しております。

次に、62ページから67ページの第2款 介護給付費であります。第1項 介護サービス等諸費では、第1目 介護サービス等諸費で、新年度は22億7,080万円を計上しております。前年度と比較して218万5千円、0.1%の減となっております。

次に、第2項 介護予防サービス等諸費では、第1目 介護予防サービス等諸費で、新年度は1億806万6千円を計上しています。前年度と比較して1,791万5千円、19.9%の増となっております。

64ページをお願いいたします。次に、第3項 その他諸費では、第1目 審査支払手数料で、新年度は357万7千円を計上しております。前年度と比較して23万9千円、7.2%の増となっております。

次に、第4項 高額サービス等費であります。第1目 高額サービス諸費で、新年度は5,781万7千円を計上しております。前年度と比較して1万1千円、0.02%の増となっています。医療保険制度と同様に自己負担額が、所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額について償還払いにより給付するものでございます。

次に、第5項 高額医療合算サービス等費では、第1目 高額医療合算サービス諸費で、新年度は831万2千円を計上しております。前年度と比較して97万7千円、10.5%の減となっております。介護保険と医療保険の両方の自己負担額を年間で合算した額が、所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額について償還払いにより給付するものでございます。

次に、第6項 特定入所者介護サービス等費では、第1目 特定入所者介護サービス等費で、新年度は3,274万1千円を計上しております。前年度と比較して417万6千円、11.3%の減となっております。施設に入所等されている低所得者の方の居住費と食費について、一定額を超えた費用について補足給付するものでございます。

66ページをお願いいたします。次に、第7項 特別給付費では、第1目 特別給付費で、新年度は111万7千円を計上しております。前年度と比較して6万8千円、5.7%の減となっております。この科目は、要支援・要介護

者に対して、町独自で定める保険給付として実施するものでございます。

次に、第3款 基金積立金であります。第1項 基金積立金では、第1目 介護保険給付費準備基金積立金で、新年度は、前年度と同額の15万8千円を計上しております。介護保険給付費準備基金から生じる利子積立てとなっております。

次に、66ページから77ページの第4款 地域支援事業費であります。

第1項 介護予防・生活支援サービス事業費では、第1目 介護予防・生活支援サービス事業費で、新年度は7,745万6千円を計上しております。前年度と比較して977万3千円、14.4%の増であります。

次に、第2目 介護予防ケアマネジメント費で、新年度は1,565万円を計上しています。前年度と比較して178万9千円、12.9%の増となっております。

次に、68ページから71ページの、第2項 一般介護予防事業費では、第1目 一般介護予防事業費で、新年度は2,205万8千円を計上しております。前年度と比較して33万8千円、1.5%の減となっております。

次に、70ページから77ページの第3項 包括的支援事業・任意事業費では、第1目 包括的支援事業費で、新年度は1,953万円を計上しております。前年度と比較して39万5千円、2.1%の増となっております。包括支援センター職員の人件費などに係る費用を計上しているところでございます。

次に、72ページをお願いいたします。第2目 任意事業費で、新年度は1,133万円を計上しています。前年度と比較して47万7千円、4.0%の減となっております。配食サービス事業や緊急通報システム設置事業、介護給付費等費用の適正化事業、家族介護用品支給事業などに係る費用を計上しています。

次に、第3目 在宅医療・介護連携推進事業費で、新年度は23万5千円を計上しています。前年度と比較して13万5千円、36.5%の減となっております。在宅医療と介護の連携に関する研修会、生駒郡地域ケア会議の開催等に係る費用を計上しております。

次に、72ページから75ページの第4目 認知症総合支援事業費で、新年度は380万4千円を計上しております。前年度と比較して1万7千円、0.4%の増となっております。

次に、第5目 介護予防ケアマネジメント事業費で、新年度は195万2千円を計上しています。前年度と比較して223万3千円、53.4%の減となっております。地域包括支援センターにおいて、予防事業のための介護予防プランを作成する職員の人件費であります。

次に、第6目 総合相談事業費で、新年度は2万8千円を計上しております。前年度と比較して2千円、7.7%の増となっております。高齢者の総合的な相談事業に係る費用であります。

次に、74ページから77ページの第7目 権利擁護事業費で、新年度は、867万7千円を計上しております。前年度と比較して154万2千円、21.6%の増となっております。地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する業務を主に行う職員の人件費であります。

次に、第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、新年度は1,135万4千円を計上しております。前年度と比較して48万円、4.4%の増となっております。地域包括支援センターにおいて、地域や関係機関との連携や、個々の介護支援専門員に対する支援等を行う職員の人件費であります。

次に、第9目 生活支援体制整備事業費で、新年度では781万7千円を計上しております。前年度と比較して86万3千円、10.0%の減となっております。既存事業であります生活支援コーディネーターの配置業務等にかかる費用と社会資源把握支援サービスにかかる費用であります。

次に、第4項 その他諸費であります。第1目 審査支払手数料で、新年度は37万7千円を計上しております。前年度と比較して1万1千円、3.0%の増となっております。

次に、78ページをお願いします。第5款 諸支出金であります。第1項 償還金及び還付加算金で、新年度は、第1目 第1号被保険者保険料還付金で100万円、第2目 償還金、第3目 第1号被保険者還付加算金で、それぞれ1千円を計上しております。

最後に、第6款 予備費では、前年度と同額の100万円を計上しております。以上で、保険事業勘定のご説明とさせていただきます。

続きまして、介護サービス事業勘定であります。91ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算につきまして、ご説明を申し上げます。

第1款 サービス収入であります。第1項 予防給付費収入では、第1目 介護予防サービス計画費収入で、新年度は1,337万7千円を計上しております。前年度と比較して10万3千円、0.8%の減となっております。

地域包括支援センターで作成する、介護予防サービス計画に対する収入となっております。

次に、第2款 繰越金では、第1項 繰越金で、新年度は250万円を計上しております。前年度と比較して100万円、66.7%の増となっております。

次に、第3款 諸収入であります。第1項 雑入では、新年度は、第1目 納付金で2万2千円、第2目 雑入で千円を計上しております。

続きまして、歳出予算であります。93ページをお願いいたします。第1款 総務費であります。第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、新年度は91万5千円を計上しております。前年度と比較して80万2千円の増となっております。介護予防サービス計画を作成するための事務費であります。新年度では、地域包括支援センターシステム使用料を計上しております。

次に、第2款 サービス事業費であります。第1項 居宅サービス事業費では、第1目 居宅介護予防サービス事業費で、新年度では1,488万5千円を計上しております。前年度と比較して9万8千円の増となっております。臨時職員の報酬及び介護予防サービス計画策定業務の委託料などに係る費用を計上しております。

最後に、第3款 予備費では、第1項 予備費で、新年度は、前年度と同額の10万円を計上しております。

以上で、議案第24号 令和6年度 斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、介護保険事業特別会計予算について、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員

予算書の65ページのところなんですけど、特定入所者介護サービス等費ということで、入所されている方の食費等の負担の分をということで、説明でお

っしゃっていたんですけど、ここの項目がどうこうというんじゃなくて、金額的に見ると、入所者数がだんだん減ってきているのかなというふうに思うんです。これは、国のほうで介護度3以上でないと特養に入れないとかいう基準が設けられてしまったせいかなと思うんですけど、かつて特養に入れなかったということで、待機の方がいっぱいいらっしまったと思うんですけど、今、状況としてはどんなふうになっているんでしょうか。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

施設入所者に関係するご質問ですけれども、現在、特別養護老人ホームの待機状況なんですけど、斑鳩町の状況といたしましては、ここ、過去5年程度、ほぼ同数30人前後で推移して、町内の待機者数は変わっておりません。

県内の特別養護老人ホームの待機状況といたしますか、現在、県から配信されている情報によりますと、県下ではかなり特別養護老人ホームに空床が出てきております。

この斑鳩町内でありまして、この近隣では満床なんですけれども、やはりちょっと便利が悪いところの施設には空床が出てきておりまして、介護保険、ご存じのように、斑鳩町の方は斑鳩町内だけではなく、全国の施設を利用できることとなりますので、今県下だけを見ても、供給量的には空き状況があるということで、緊迫している、要介護3以上になったというところの、それよりも、どんどん、どんどんその状況が増えてきているので、どの市町村も地域包括ケアシステムの構築を進めておりまして、できる限り在宅でというところの方針がございまして、その辺が影響なのかなというふうには考えているところでございます。

木澤委員

近隣ではまだ空きがないということなんですけど、やっぱりたまに今でも、どっか入れる施設ないですかって町民さんに聞かれること多いんですね。近場を望んではあったらもう難しい話なんですけど、空きを紹介できるような状況があればやっていただいているかなとは思いますが、そもそも、在宅に切り替わっていくということで、介護度3以上じゃないと入れないということについては、いろいろ思いはあるんですけど、ただ入りたいと思っている人がやっぱり

入って、利用いただけるような形にはしていったほうがいいなと思いますので、ちょっとこの数字見て、今状況はどうなのかなと思いましたので、その辺についてはまた今後ともよろしくお願いします。

あとですね、介護保険のほうも、今年度から来年度にかけて保険料の見直しということで、第9期の保険料率ですね、示されてますけど、それ見させていただくと、基準額で引き下げになるということと、あともともと13段階あったのを16段階にまで引き上げて、保険料設定していただいたということについては評価をさせていただいております。

ちょっとお聞きしたいんですけど、第9期の計画をつくるのに、給付の見込みというのは、どういう、増えているとは思うんですけど、どれぐらいの伸びで見てはるんでしょう。

福祉課長

今後、第9期、現在計画を立て、この3月議会に介護保険条例の保険料改定を上げさせていただいておりますけれども、そのもととなる給付料です。今後3年間、当然来年度2025年を迎えまして、団塊の世代の方が後期高齢者になる。そこからその団塊の世代の方が1年1年、年をとっていくこととなりますので、要介護になる確率というのが非常に増えてくることとなります。

当然そこにベースがございますので、給付は伸びていく状況です。数字を申し上げさせていただきますと、標準給付費といたしまして、令和6年度が、約で申しますけれども24億7,600万、令和7年度で25億1,500万、令和8年度で25億7,500万円という形で伸びていくと推計しているところでございます。

木澤委員

計画としてのパーセンテージで比較すると出ますか。

福祉課長

第8期との比較ということですかね。はい、少々お待ちください。約10%の伸び、8期と比べて10%の伸びというところになります。

木澤委員

この計画を立てるに当たって、国のほうから算定基準なんかも示されるんでしょうけど、斑鳩町の伸びというんですかね、よそと比べてどうなのかというのは、それはやっぱり、その町の特長も反映して計画をつくってはるんでしょ

うけど、今回いろいろ聞かせていただくと、斑鳩町の保険料が近隣の中でもかなり低い状況で、それについては、この間予防介護、だいぶ頑張っていたいてきているんで、その影響が大きいのかなというふうに思うんですけど、そのよそとの比較って難しいかもしれませんが、そこはどう見たらいいでしょう。

福祉課長

現段階でどちらの市町村もまだ決定はしておらないので、まだ具体的な数字等を比較したものはないんですが、基本的には7町等で話し合い等は定期的に行っておりますけれども、給付が伸びている状況は、この第9期に関しましては同じです。同じように伸びています。

斑鳩町が安くなりましたのは、この8期、8期が見込みよりも伸びなかった。結果として実績が低かったことなどで保険料が安いということでありまして、今後の伸びは、伸びていくと考えております。

斑鳩町がこの8期で低い実績であったというところについてなんですけれども、そのまず、その評価といいますか、なぜこういうふうになったかというところを検討したんですけれども、数字といたしまして、まず今委員がおっしゃいましたように、要支援者数が非常に増えている分というところ、ただ、そこ増えているだけではなくて、要介護者が減っている。その辺を分析いたしますと、更新申請というのが、絶えず定期的にあるんですけれども、要支援の方が要介護へ移っていない、重度化していないという実績が出てきまして、軽度のうちに早く申請をしていただいて、軽度のうちに必要なサービスを提供することによって重度化を防いでいっている。その辺の結果が出てきたのかなというふうに考えております。

木澤委員

職員の皆様の努力もあると思いますんで、高く評価をさせていただきたいと思います。

あと基金なんですけど、8期から9期に変わるにかけて、取り崩しをしますということで、12月議会でもおっしゃってましたけど、それは幾らあって、幾ら崩して幾ら残るのかというのを教えてもらえますか。

福祉課長

今回3月議会に上程させていただいている保険料設定につきまして、取り崩

す、この3年間で取り崩す予定にしております基金につきましては2億8千万円でございます。この令和5年度末の基金残高というのは、まだ見込みというところになりますけれども、見込みといたしまして約3億3千万円残ると見込んでおまして、2億8千万3年間で取り崩して、5千万残るという形になります。

委員長 ほかございませんか。伴委員。

伴委員 予算関係参考資料の資料23の13ページなのですが、これ、介護給付状況、年度末というのを見せていただいて、各サービスいろいろあるんです。だいたい理解できますけど、居宅介護福祉用具購入だけがポンと数字が上がっているんですが、これなぜこないになっているのか教えてください。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 この令和6年度の数字につきましては、この現在の5年度の実績からそれぞれの科目へ数字を計上しておるところなんですけれども、この居宅介護福祉用具購入費438万8千円と、令和5年度と比較しまして、大きくなってきているところにつきましては、第9期の計画を立てるに当たりまして、やはり、こちらのまず福祉用具につきましては、非常に介護予防を図る上で必要なものになってきますので、この辺の給付料を見込むことによって、この辺事業者さん、ケアマネージャーさん等にも推奨していただいて、手すり等をつけていただくと、その辺のことも踏まえてこの金額を予算計上させていただいているんですけれども。

伴委員 よろしいですか、質問よろしいですか。今、手すりとか言った、これはイメージからしたら下の14ページの、予防住宅改修とか、こういうイメージがありますけど、ちょっと見方が違うんでしょうかね。

 まあ言うたら、そういうとき、こう手すりつけたり、予防はかってはるいうのよく見せていただきますけど、ちょっとこれだけが、13ページのそれだけ、これ実際どんな用具が、まあ言うたら、ケアマネージャーさんから勧めら

れているのか、ちょっと教えてください。

福祉課長 すいません。間違っていましたので訂正させていただきます。手すりにつきましては、今、議員おっしゃられましたように、住宅改修費の対象になります。こちらでは、例えば、腰掛便座でありますとか、入浴の補助用具等、特に入浴の補助用具というのが非常に多く出ております。お風呂の中の湯舟、シャワーチェア的なものですね。浴槽内であるとか、浴槽の外、それと浴槽のところに取り付ける手すり等がこの入浴補助用具になります。

また、最近腰掛便座、シャワー付きでありますとか、ちょっと高価なものも出ておまして、こちらのほうの需要も多く出ているので、その辺の最近の実績から伸ばして、予算計上はさせていただいたところでございます。

委員長 ほかがございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結します。
続きまして、議案第25号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算
についての審査を行います。
理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

住民生活 部長 それでは、議案第25号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算に
つきまして、説明いたします。
はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民生活 部長 それでは、特別会計予算書の96ページをお開きいただきたいと思います。
予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

住民生活
部長

本特別会計の予算概要であります。歳入歳出それぞれ6億1千万円となっております。前年度と比較して4,780万円、8.5%の増となっております。被保険者数の増等が本町特別会計予算の増加の主な要因となっているところでございます。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容を説明申しあげます。予算書の102ページをお願いします。歳入予算につきまして、ご説明を申しあげます。

はじめに、第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料であります。新年度は4億9,120万8千円を計上しております。前年度と比較して3,921万4千円、8.7%の増となっております。

その内訳は、第1目 特別徴収保険料で2億7,234万5千円、第2目 普通徴収保険料で2億1,886万3千円となっております。後期高齢者医療保険料の総額は、広域連合の見積もりによる額であり、おおむね2年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定されております。なお、令和6年度は保険料率の改定が行われる予定となっております。

次に、第2款 使用料及び手数料であります。第1項 手数料 第1目 督促手数料で、保険料の督促事務に係る手数料として、新年度は、前年度と同額の2万8千円を計上しております。

次に、第3款 寄附金であります。第1項 寄附金 第1目 寄附金で、寄附金があった場合の受け入れとして、前年度と同額の千円を計上しております。

次に、第4款 繰入金であります。第1項 他会計繰入金 第1目 一般会計繰入金で、新年度は1億1,769万3千円を計上しております。前年度と比較して858万6千円、7.9%の増となっております。

一般会計からの繰入金として、保険料の徴収や被保険者証の交付など、町が取り扱う事務費繰入金519万7千円、また、広域連合の運営に係る事務費負担金、低所得者の保険料軽減に伴う保険基盤安定負担金などの後期高齢者医療広域連合納付金繰入金1億1,249万6千円を計上しております。

次に、104ページ、第5款 繰越金であります。第1項 繰越金、第1目 繰越金で、前年度と同額の千円を計上しております。

次に、第6款 諸収入であります。第1項 延滞金、加算金及び過料では、新年度は、前年度と同額の1万7千円を計上しております。その内訳は、第1目 延滞金で1万6千円、第2目 過料で千円となっております。

次に、第2項 償還金及び還付加算金では、転居や死亡などにより、前年度までに納付された保険料に還付等が生じた場合、その相当額を広域連合から受け入れるもので、前年度と同額の105万円を計上しております。

その内訳は、第1目 保険料還付金で100万円、第2目 還付加算金で5万円となっております。

次に、第3項 雑入では、前年度と同額の2千円を計上しております。その内訳は、第1目 滞納処分費、第2目 雑入でそれぞれ千円となっております。

続きまして、歳出予算についてでございます。106ページをお願いいたします。第1款 総務費についてであります。第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、新年度は245万9千円を計上しております。前年度と比較して32万9千円の増となっております。増の主な理由は、被保険者の増加に伴う保険証郵送料などの増によるものであります。被保険者証の郵送などの資格管理に係る事務費用であります。

次に、第2項 徴収費、第1目 徴収費では、新年度は247万1千円を計上しております。前年度と比較して15万4千円の増となっております。被保険者証の封入業務の委託料の増によるものでございます。後期高齢者医療保険料の徴収管理に係る電算費用や納付書の作成費、郵送料などであります。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金であります。第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で、新年度では6億372万円を計上しております。前年度と比較して4,731万7千円、8.5%の増となっております。一般会計から繰り入れた広域連合の運営に係る事務費負担金1,954万3千円、被保険者から納付される保険料相当額4億9,122万4千円、保険基盤安定負担金9,295万3千円を広域連合に納付するものとなっております。

次に、108ページ、第3款 諸支出金であります。第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金及び還付加算金で、前年度と同額の105万円を計上しております。

最後に、第4款 予備費であります。前年度と同額の30万円を計上しております。

以上で、議案第25号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計予算について、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 この後期高齢者医療の保険料についても、業務5年から6、7年へと切り替えの年になると思うんですが、改定率はどうなったのでしょうか、教えてもらえますか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 令和6年度、7年度の保険料の改定率でございますが、令和4年度、5年度の改定率と比べまして、一人当たりの保険料で7,142円の増加で、約9.2%増加するということになっております。

木澤委員 すみません、今年度までが何パーいくらで、次、6、7年が所得割と均等割と、どうなるか教えてもらえますか。

国保医療課長 本来までが均等割で50,500円、所得割で9.93%でございます。6年度、7年度につきましては、均等割が51,400円、所得割が10.53%となっております。

木澤委員 これ、12月議会でも質問させていただいたんですけど、令和4年度の決算で広域連合の会計の基金が42億円ほどあって、そういうお金があるんやったら取り崩して、保険料の引き上げ抑制に充ててほしいということで、町長のほうで広域連合議会に出席いただいているんで、意見を述べていただきたいということをお願いしてましたけど、町長それはいかがでしたでしょうか。

委員長

中西町長。

町長

広域連合のほうに行かせていただいて、その分のあの、お伝えはさせていただいているんですが、それについての回答等はいただいておりますので、この場で申しあげることがございません。

木澤委員

回答はなかったということですが、意見は述べていただいたということで、それについてはありがたいというふうに思っています。ただまあ結果として、こうして値上げになってしまってきているというのは非常に残念なんです。もうひとつ聞きたいのは、今回、給付費の伸びからだけじゃなくて、国の方でも子育て支援策の財源に充てるということで、後期高齢の方にも負担を求めるといったことがあったと思うんですが、それはこの中でどういうふうに組み込まれているのか、その点についても教えてもらえますか。

委員長

猪川国保医療課長。

国保医療
課長

今回の改正に伴いまして、出産育児支援金という名目で、それが導入されたということがございます。一人当たり年間で629円を見込んで算定されているということがございます。

木澤委員

こちらについても後期高齢者ということで、医療制度分けられてしまってますね、負担が求められてしまっていると、毎回値上げの時には反対させていただいてますんで、こちらについても残念ですが、今回も賛成できないということで意見を申しあげておきたいと思います。

委員長

ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員

107ページの一般管理費のところの11番、通信運搬費で、保険証を送るのに費用がかかってくるというところなんですけど、これって素朴な質問なんですけど、たぶん資格確認の時に必要な分なんかと、高齢者の1割負担、2

割負担、3割負担の分かって思うんですけど、これって保険証を送るしかないんですかね、どうしようもないんですか。システム的にどうにかできるとかっていうのはないんですか。

委員長 猪川国保医療課長

国保医療課長 後期高齢者の方も保険証というのをお持ちいただいております。そこに、保険証の中に自己負担割合3割なり、2割なり、1割というのが表示されておりますので、それを送らせていただくことで、現時点では病院で使っていただく形にはなりますので、今後、マイナ保険証という形になってくれば、そちらの方に移行するという形にはなってくるとは思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結します。

以上で、住民生活部所管に係る予算審査を終わります。

これをもって、本日の審査を終了します。

明日、8日は午前9時から会議を開き、引き続き、本日の続きから審査することとしますので、定刻にご参集をお願いします。どうもお疲れさまでした。

(午後3時49分 終了)